

資料編

資料編

- 資料1 自治基本条例に係るアンケート【質問内容】 ----- 1
- 資料2 自治基本条例に係るアンケート【調査結果】 ----- 9
- 資料3 アンケート結果による検証ワークシート ----- 33
- 資料4 条文・運用検証のワークシート ----- 39

自治基本条例に係るアンケート

【質問内容】

問13. 「丸亀市自治基本条例」には次のような項目があります。あなたはどの項目に関心がありますか？当てはまる番号全てに○をしてください。

1. 丸亀市における自治の基本理念と基本原則（市民参画と協働による自治）
2. 市民(事業者を含む)の権利と責務
3. 市議会と議員の権能と役割や責務
4. 市長やその他の執行機関と職員の責務
5. コミュニティ活動や市民の公益活動とこれらの活動に対する市の役割
6. 情報の共有（市政情報の公開、個人情報の保護）
7. 市民の市政参画と協働のしくみ（市政参画の機会の保障、市民意見の聴取、※2審議会公募委員の参加、審議会の公開、協働の推進、住民投票、自治推進委員会の設置）
8. 市政運営の原則（行政手続き、説明責任、総合計画の策定、組織編制、財政の健全性の確保、※3出資法人に対する指導等、※4行政評価、監査）
9. 特にない

※2 審議会…市長や教育委員会の諮問(しもん)に応じて、市政に関し専門的で中立な観点から審議や調査を行う機関。

※3 出資法人…市が資本金などの二分の一以上を出資している法人。

※4 行政評価…行政サービスを効果的・効率的に提供するため、政策や事業などの行政活動について、その必要性や効率性、成果などの観点から行う評価。

「丸亀市自治基本条例」前文で、“お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動すること”を自治の基本理念としています。

問14. そこで、住民自治の実現のために、望ましいと思う自治のあり方はどれですか。当てはまる番号に1つだけ○をしてください。

- | |
|---|
| 1. 市民、コミュニティ、市民団体などと行政のパートナーシップ（協働）によりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域社会を発展させる |
| 2. 市民やコミュニティ、市民団体などの自主的で責任ある活動を基本として、行政のかかわりはなるべく少なくする |
| 3. 地域社会のつながりが弱体化しているため、行政が積極的な役割を果たす |
| 4. その他（ <input type="checkbox"/> ） |

問15. 問14で住民自治のあり方についてお尋ねしましたが、住民自治を進めていくためには、地域住民自らが地域の課題に取り組むことができるような仕組みが必要であるといわれています。その仕組みとして望ましいと思うものはどれですか。当てはまる番号全てに○をしてください。

- | |
|---|
| 1. 市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくる時に、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する |
| 2. 市民やコミュニティ、市民団体などが特定の課題について自主的に意見を取りまとめ、市に対して政策の提案などを行う |
| 3. 市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う |
| 4. コミュニティが地域内の政策に関する一定の権限や予算を持ち、課題解決のための活動を行う |
| 5. その他（ <input type="checkbox"/> ） |

「丸亀市自治基本条例」の基本原則として、①人権の尊重 ②情報の共有 ③市政に参画する機会の保障 ④協働のまちづくり ⑤自主的な自治活動の尊重 としています。

問16. 市では、市民生活に重要な影響を及ぼすような計画策定や条例の制定などについて、市民の皆さんのご意見を伺いその意見を市政に反映することとしています。いままでに、※5パブリックコメントで意見を提出したことはありますか。当てはまる番号に**1つだけ○**をしてください。

※5 パブリックコメント… 市が計画や条例などの案を公表し広く市民意見を求め、寄せられた意見を取り入れながら政策を決定していく方法。

1. 意見を提出したことがある
2. 意見を提出したことはないが、パブリックコメントの制度の内容は知っている
3. 意見を提出したことはないが、パブリックコメントという言葉は見たり聞いたりしたことがある
4. パブリックコメントの制度があることを知らなかった

問17. 問16で1～3と回答した方にお尋ねします。

① 現在実施しているパブリックコメントの周知方法の中で、知っているものは何ですか。当てはまる番号**全てに○**をしてください。

1. 広報「丸亀」
2. 丸亀市のホームページ
3. 市役所の情報公開コーナー、市民総合センターなどの出先機関や図書館での閲覧
4. コミュニティセンターでの閲覧
5. どれも知らなかった

② 丸亀市の実施しているパブリックコメントなどの意見提出制度の課題は何でしょうか。当てはまる番号**全てに○**をしてください。

1. 計画などの政策案の内容及わかりにくい
2. パブリックコメント提出の期間が短い
3. パブリックコメントの提出方法が難しい
4. 制度のPRが不十分である
5. その他 ()

問18. いままでに市が設置する審議会に参加したことはありますか。当てはまるものの番号に1つだけ○をしてください。

1. 審議会の委員として参加したことがある
2. 審議会を傍聴したことがある
3. 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい
4. 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない
5. その他 ()

問19. 平成18年10月「丸亀市自治基本条例」を施行してから9年たちました。この間、地域の安全・安心の取り組みや子育て、教育、福祉、環境などで市民と行政との協働によるまちづくりが行われてきていますが、どの程度進んでいると感じていますか。当てはまる番号に1つだけ○をしてください。

1. 非常に進んでいる
2. 進んでいる
3. あまり変わらない
4. わからない
5. その他 ()

問20. 市民参加（市政への参画）・協働を推進する上での問題点・課題と思われるものは何ですか。当てはまる番号**全てに○**をしてください。

1. 参加する人が少ない（固定されている）
2. 市政参画や協働のための制度が不十分である
3. 行政側からの情報提供やPRが不足している
4. 行政側に参画する市民・協働の相手方のニーズについて情報収集する体制ができていない
5. NPOやコミュニティ、ボランティアの人材や活動資金が不足している
6. 参加していない住民の関心や協力を得ることが難しい
7. 参加したくても時間的に余裕がない
8. その他（ ）

問21. 自治基本条例の内容や運用に対するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。



© とりも ちゃむらうじゅう

**質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。**

自治基本条例に係るアンケート

【調査結果】

1 調査の概要

■ 調査の方法等

調査対象	16歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成28年4月下旬～平成28年5月
配布回収状況	配布数：3,000票 回収数：1,255票（回収率：41.8%）

■ 調査の内容

項目	設問内容	
回答者の属性	問1	性別
	問2	年齢
	問3	居住地区（コミュニティ単位）
	問4	丸亀市での居住期間
総合計画	問5～10	
自治基本条例	問11	自治基本条例の認知度
	問12	自治基本条例を何で知ったか
	問13	自治基本条例の関心度
	問14	住民自治の実現のために、望ましい自治のあり方
	問15	地域住民自ら地域の課題に取り組む仕組み
	問16	パブリックコメントへの意見提出
	問17	パブリックコメントの課題等
	問18	審議会への参加
	問19	まちづくりの進捗状況
問20	市民参加・協働を推進する上での問題点・課題	
問21	自由意見（自治基本条例）	

■ 調査結果概要（自治基本条例）

概 要
<p>■自治基本条例の認知度 まったく聞いたことがない(61.0%) 読んだことはないが、名前を聞いたり見たりしたことはある(28.5%)</p>
<p>■自治基本条例を何で知ったか 広報「丸亀」(27.5%)</p>
<p>■自治基本条例で関心のある項目 コミュニティ活動や市民の公益活動とこれらの活動に対する市の役割(37.4%) 情報の共有(市政情報の公開、個人情報保護)(34.6%) 市民(事業者を含む)の権利と責務(31.9%)</p>
<p>■住民自治の実現のために、望ましい自治のあり方 市民、コミュニティ、市民団体などと行政のパートナーシップ（協働）によりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域社会を発展させる(55.1%)</p>
<p>■地域住民自ら地域の課題に取り組む仕組み 市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う(44.8%) 市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくる時に、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する(39.8%)</p>
<p>■パブリックコメントへの意見提出 パブリックコメントの制度があることを知らなかった(71.2%)</p>
<p>■パブリックコメントの周知方法 広報「丸亀」(18.0%)</p>
<p>■パブリックコメントの課題 制度のPRが不十分である(15.9%)</p>
<p>■審議会への参加 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない(53.9%) 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい(34.6%)</p>
<p>■まちづくりの進捗状況 わからない(54.1%)、あまり変わらない(25.7%)</p>
<p>■市民参加・協働を推進する上での問題点・課題 参加する人が少ない（固定されている）(27.5%)</p>

2 調査の結果

(1) 回答者の属性

●問1.性別、問2.年齢

区分	男性	女性	無回答	総計	(%)
1. 16～19歳	15	21	0	36	2.9
2. 20～29歳	42	48	1	91	7.3
3. 30～39歳	68	88	4	160	12.8
4. 40～49歳	77	105	5	187	14.9
5. 50～59歳	88	133	1	222	17.7
6. 60～69歳	131	132	4	267	21.3
7. 70歳以上	130	129	19	278	22.2
無回答	2	2	10	14	1.1
総計	553	658	44	1,255	100.0
(%)	44.1	52.4	3.5	100.0	

●問3.居住地区（コミュニティ単位）

区分	総計	(%)
1. 城北コミュニティ	73	5.8
2. 城西コミュニティ	60	4.8
3. 城乾コミュニティ	42	3.4
4. 城坤コミュニティ	132	10.5
5. 城南コミュニティ	95	7.6
6. 土器コミュニティ	116	9.2
7. 飯野コミュニティ	69	5.5
8. 川西コミュニティ	67	5.3
9. 郡家コミュニティ	142	11.3
10. 垂水コミュニティ	65	5.2
11. 本島コミュニティ	4	0.3
12. 広島コミュニティ	2	0.2
13. 栗熊コミュニティ	26	2.1
14. 岡田コミュニティ	53	4.2
15. 富熊コミュニティ	52	4.1
16. 飯山南コミュニティ	66	5.3
17. 飯山北コミュニティ	121	9.6
18. 不明	51	4.1
無回答	19	1.5
総計	1,255	100.0

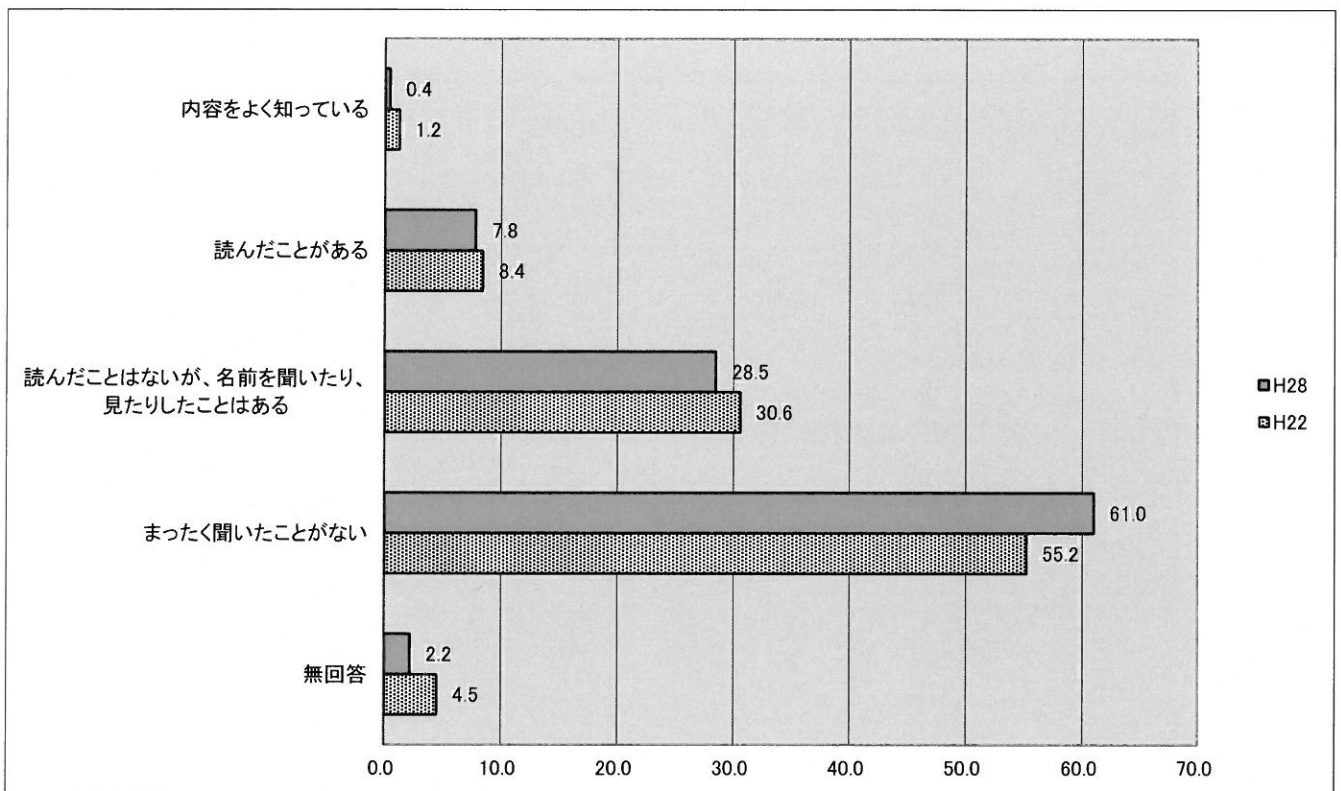
●問4.丸亀市での居住期間

区分	総計	(%)
1. 1年未満	29	2.3
2. 1年以上 3年未満	54	4.3
3. 3年以上 5年未満	37	3.0
4. 5年以上 10年未満	81	6.5
5. 10年以上 20年未満	196	15.6
6. 20年以上	848	67.6
無回答	10	0.8
総計	1,255	100.0

(2) 自治基本条例

●問11.自治基本条例の認知度

- ・「まったく聞いたことがない」が突出して多く6割の回答となっている。ついで「読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある」という回答が多く3割程度となっている。
- ・年齢階層別にみると「まったく聞いたことがない」、「読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある」共に全年齢層で高い回答率となっている。
- ・前回調査に比べ、「まったく聞いたことがない」が5.8ポイント増加している。



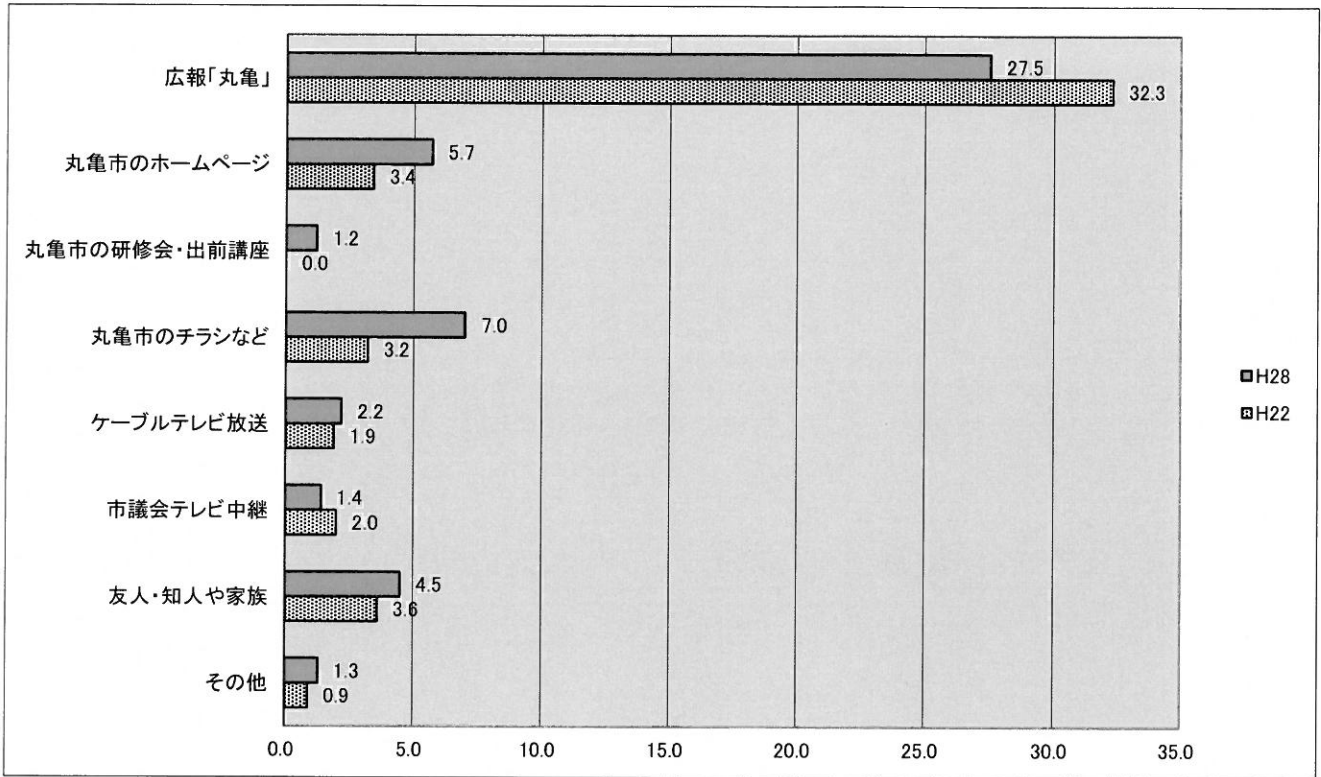
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 内容をよく知っている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.4	0.4	1.2
2. 読んだことがある	2.8	3.3	5.0	5.9	7.2	9.7	10.8	7.8	8.4
3. 読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある	22.2	18.7	20.6	23.0	26.1	31.5	39.2	28.5	30.6
4. まったく聞いたことがない	75.0	76.9	73.8	71.1	63.5	56.6	44.2	61.0	55.2
5. 無回答	0.0	1.1	0.6	0.0	2.3	1.5	5.4	2.2	4.5

●問12.自治基本条例を何で知ったか（当てはまるもの全て回答）

- ・ 広報「丸亀」という回答が突出して多く3割の回答となっており、ついで「丸亀市のチラシなど」、「丸亀市のホームページ」の回答となっている。ほとんどの市民が広報「丸亀」で自治基本条例を知ったことが分かる。
- ・ 年齢階層別に見てみると、広報「丸亀」という回答が全ての年齢層において高い数字を示している。また16～19歳という年齢層では「丸亀市のチラシなど」、「友人・知人や家族」といった回答も多くなっている。
- ・ 前回調査に比べ、広報「丸亀」が4.8ポイント減少し、「丸亀市のチラシなど」が3.8ポイント、「丸亀市のホームページ」が2.3ポイント増加している。



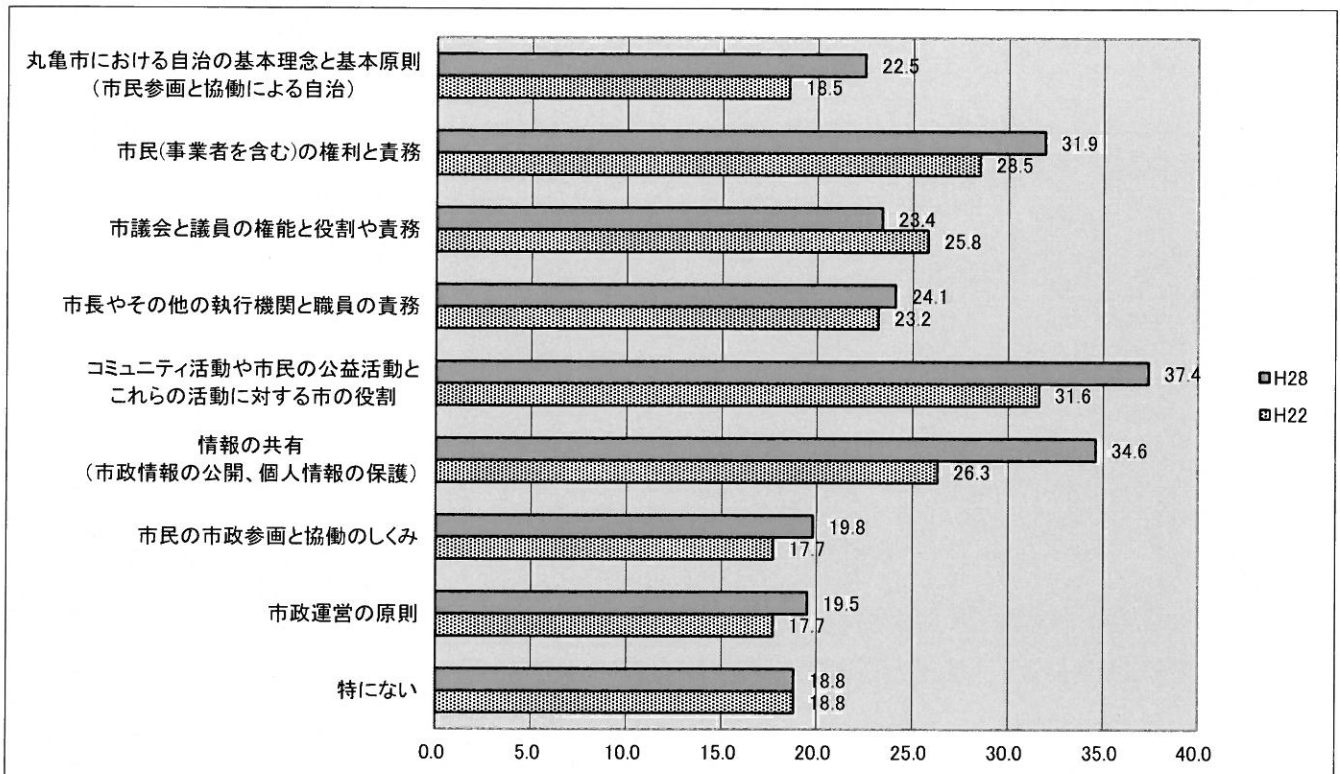
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 広報「丸亀」	8.3	12.1	18.1	21.9	27.5	32.2	38.8	27.5	32.3
2. 丸亀市のホームページ	2.8	2.2	5.6	7.5	6.3	7.1	4.3	5.7	3.4
3. 丸亀市の研修会・出前講座	0.0	1.1	0.0	0.5	0.5	1.5	2.9	1.2	0.0
4. 丸亀市のチラシなど	8.3	4.4	1.9	2.7	5.9	7.9	13.3	7.0	3.2
5. ケーブルテレビ放送	2.8	2.2	1.3	0.5	2.3	2.2	3.2	2.2	1.9
6. 市議会テレビ中継	0.0	0.0	0.0	1.1	0.9	1.5	2.5	1.4	2.0
7. 友人・知人や家族	8.3	5.5	1.9	1.1	3.2	4.5	8.3	4.5	3.6
8. その他	0.0	0.0	1.3	2.1	2.3	0.4	1.4	1.3	0.9

●問13.自治基本条例で関心のある項目（当てはまるもの全て回答）

- ・「コミュニティ活動や市民の公益活動とこれらの活動に対する市の役割」、「情報の共有（市政情報の公開、個人情報の保護）」、「市民（事業者を含む）の権利と責務」といった回答が多く3割以上となっている。
- ・年齢階層別にみると上記回答が全年齢層で高い回答率となっている。
- ・前回調査に比べ、「情報の共有（市政情報の公開、個人情報の保護）」が8.3ポイント、「コミュニティ活動や市民の公益活動とこれらの活動に対する市の役割」が5.8ポイント増加している。



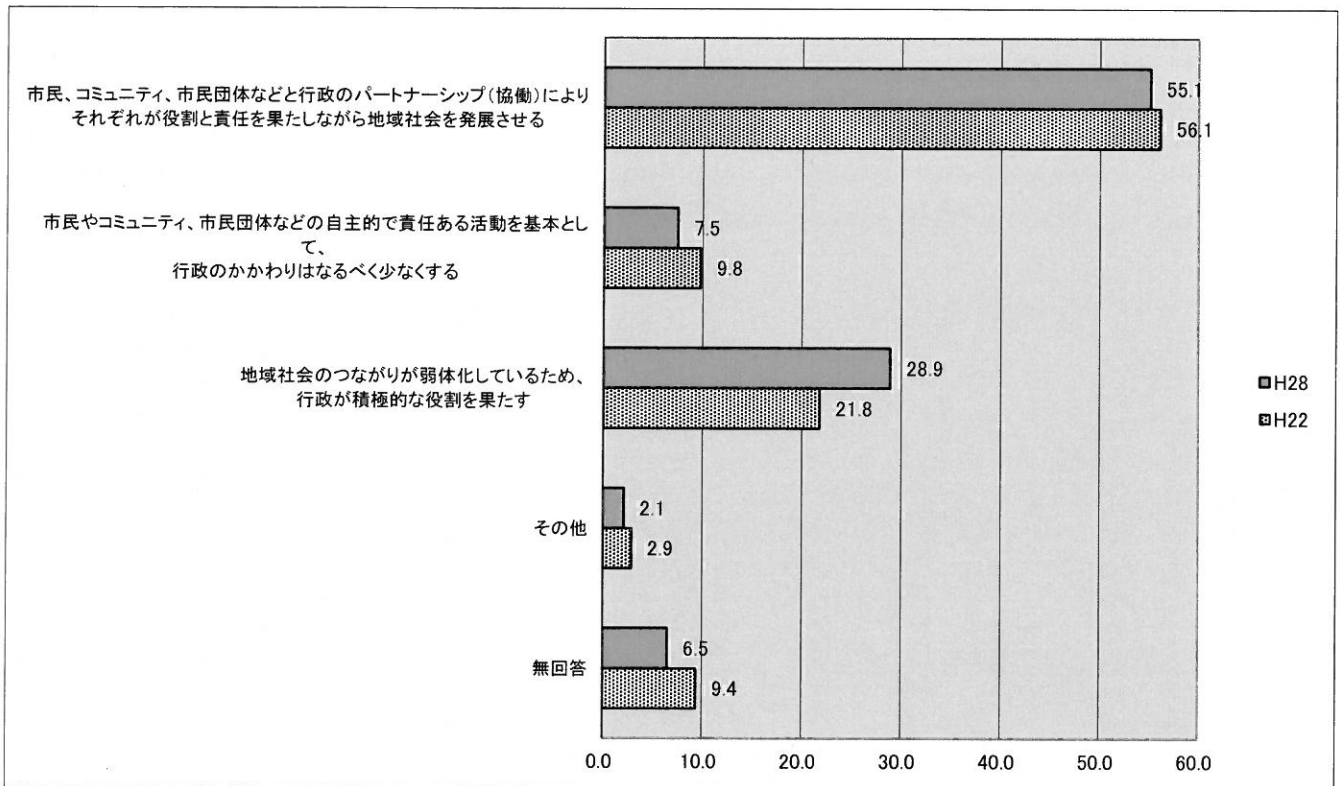
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 丸亀市における自治の基本理念と基本原則 (市民参画と協働による自治)	16.7	14.3	19.4	25.1	18.9	26.6	26.3	22.5	18.5
2. 市民(事業者を含む)の権利と責務	36.1	27.5	30.6	36.9	33.8	34.1	27.0	31.9	28.5
3. 市議会と議員の権能と役割や責務	5.6	13.2	21.3	21.4	23.9	29.2	25.9	23.4	25.8
4. 市長やその他の執行機関と職員の責務	5.6	12.1	22.5	20.9	27.5	29.6	25.5	24.1	23.2
5. コミュニティ活動や市民の公益活動と これらの活動に対する市の役割	19.4	28.6	37.5	35.8	35.6	40.4	42.4	37.4	31.6
6. 情報の共有 (市政情報の公開、個人情報の保護)	27.8	37.4	36.3	34.2	36.0	37.5	30.2	34.6	26.3
7. 市民の市政参画と協働のしくみ	2.8	16.5	15.0	20.9	20.3	21.7	23.0	19.8	17.7
8. 市政運営の原則	5.6	16.5	17.5	20.9	18.9	23.6	19.8	19.5	17.7
9. 特になし	47.2	28.6	20.6	17.1	17.6	14.6	16.9	18.8	18.8

●問14.住民自治の実現のために、望ましい自治のあり方

- ・「市民、コミュニティ、市民団体などと行政のパートナーシップ(協働)によりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域社会を発展させる」という回答が突出して多く6割程度の回答となっている。
- ・年齢階層別にみると上記回答が全年齢層で高い回答率となっている。
- ・前回調査に比べ、「地域社会のつながりが弱体化しているため、行政が積極的な役割を果たす」という回答が7.1ポイント増加している。



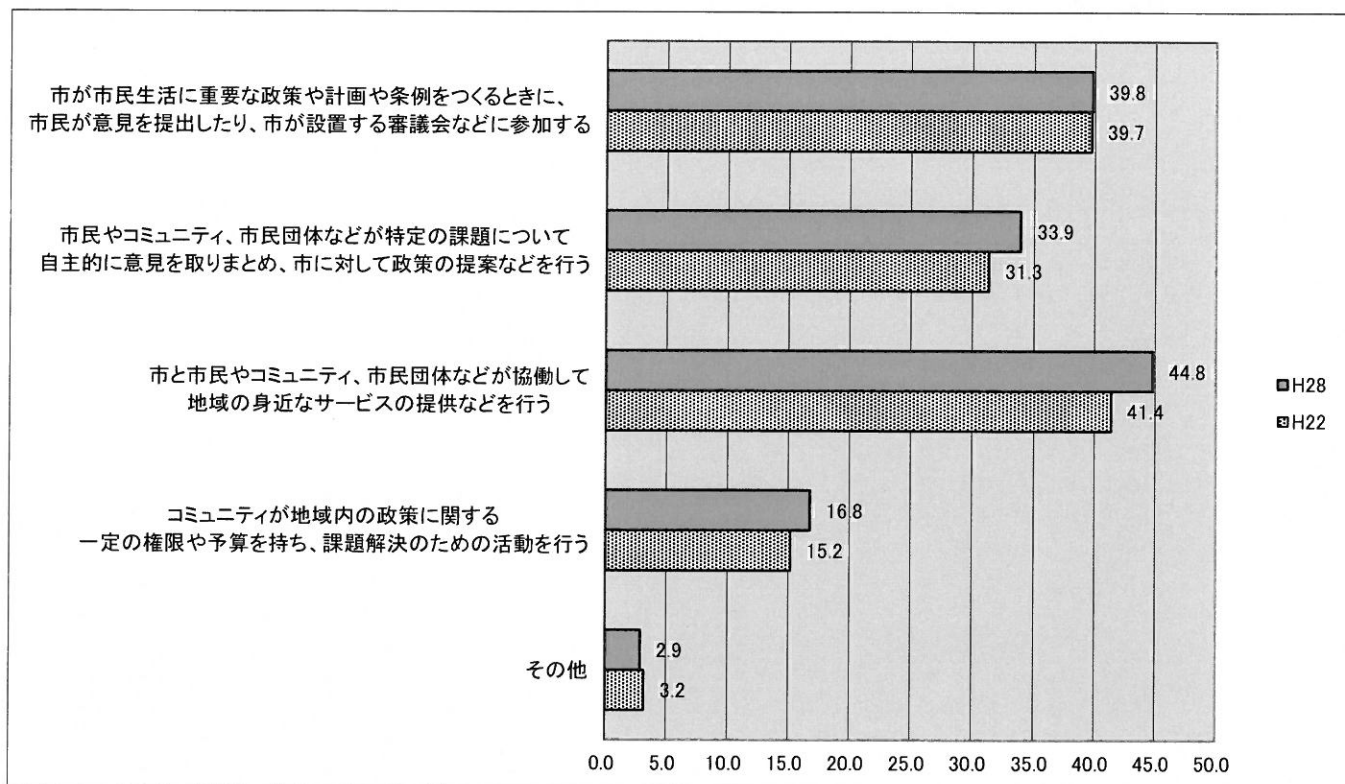
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 市民、コミュニティ、市民団体などと行政のパートナーシップ(協働)によりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域社会を発展させる	63.9	57.1	57.5	56.1	56.3	57.3	49.3	55.1	56.1
2. 市民やコミュニティ、市民団体などの自主的で責任ある活動を基本として、行政のかかわりはなるべく少なくする	2.8	11.0	4.4	5.9	6.8	9.0	9.4	7.5	9.8
3. 地域社会のつながりが弱体化しているため、行政が積極的な役割を果たす	22.2	23.1	32.5	30.5	31.5	27.0	27.3	28.9	21.8
4. その他	5.6	4.4	1.9	3.2	1.4	1.1	1.8	2.1	2.9
5. 無回答	5.6	4.4	3.8	4.3	4.1	5.6	12.2	6.5	9.4

●問15.地域住民自ら地域の課題に取り組む仕組み（当てはまるもの全て回答）

- ・「市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う」、「市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくるときに、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する」という回答が高く4割程度となっている。
- ・年齢階層別にみても「市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う」、「市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくるときに、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する」共に全年齢層で高い回答率となっている。
- ・前回調査に比べ、「市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う」が3.4ポイント増加している。



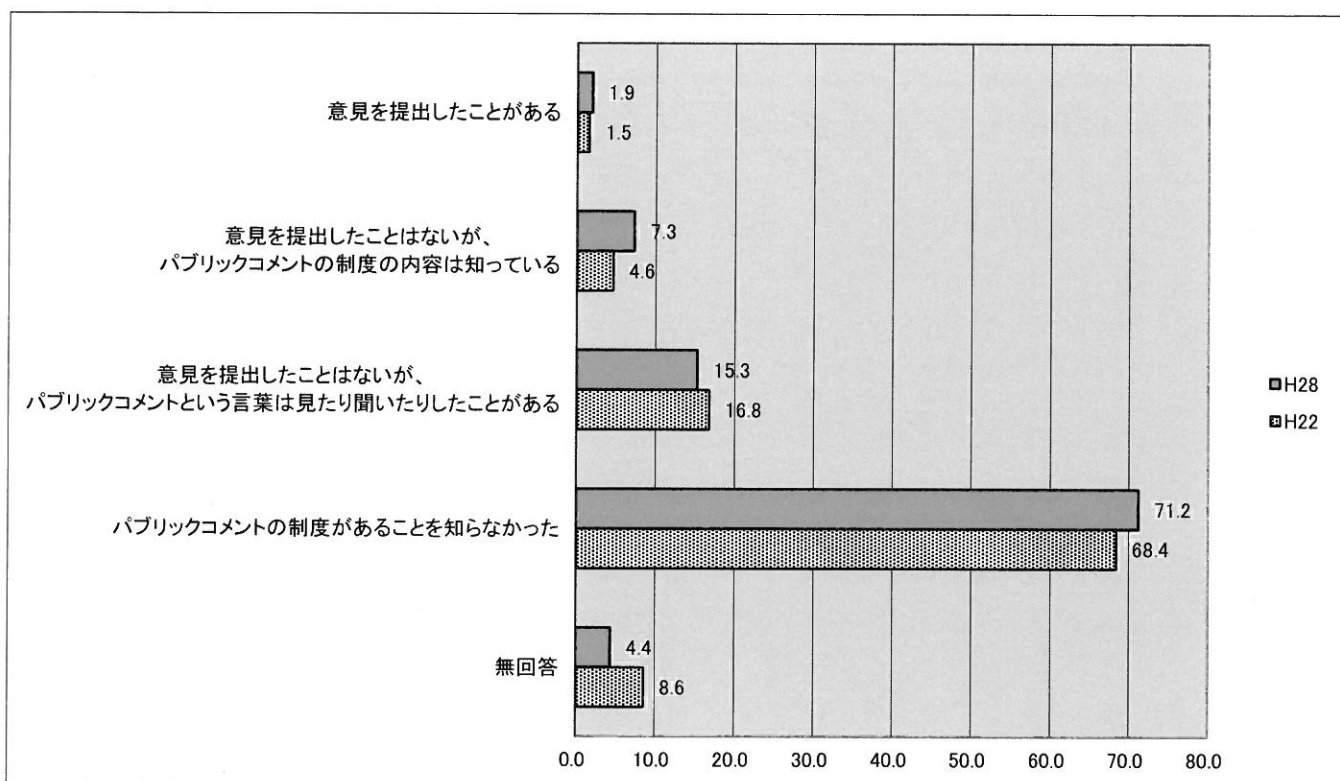
（年齢階層別の状況）

（%）

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくるときに、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する	47.2	37.4	43.8	45.5	37.4	41.2	34.2	39.8	39.7
2. 市民やコミュニティ、市民団体などが特定の課題について自主的に意見を取りまとめ、市に対して政策の提案などを行う	36.1	35.2	25.0	29.9	39.2	34.8	36.0	33.9	31.3
3. 市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う	41.7	47.3	41.9	44.9	40.5	47.9	46.4	44.8	41.4
4. コミュニティが地域内の政策に関する一定の権限や予算を持ち、課題解決のための活動を行う	16.7	17.6	18.1	16.6	19.4	12.0	19.1	16.8	15.2
5. その他	2.8	5.5	3.8	2.7	3.6	1.9	2.2	2.9	3.2

●問16.パブリックコメントへの意見提出

- ・「パブリックコメントの制度があることを知らなかった」という回答が突出して多く7割の回答となっている。他は全て低い回答率となっている。
- ・年齢階層別にみても、上記回答について全年齢層において高い回答率となっていることが分かる。
- ・前回調査に比べ、「パブリックコメントの制度があることを知らなかった」が2.8ポイント、「意見を出したことはないが、パブリックコメントの制度の内容は知っている」が2.7ポイント増加している。



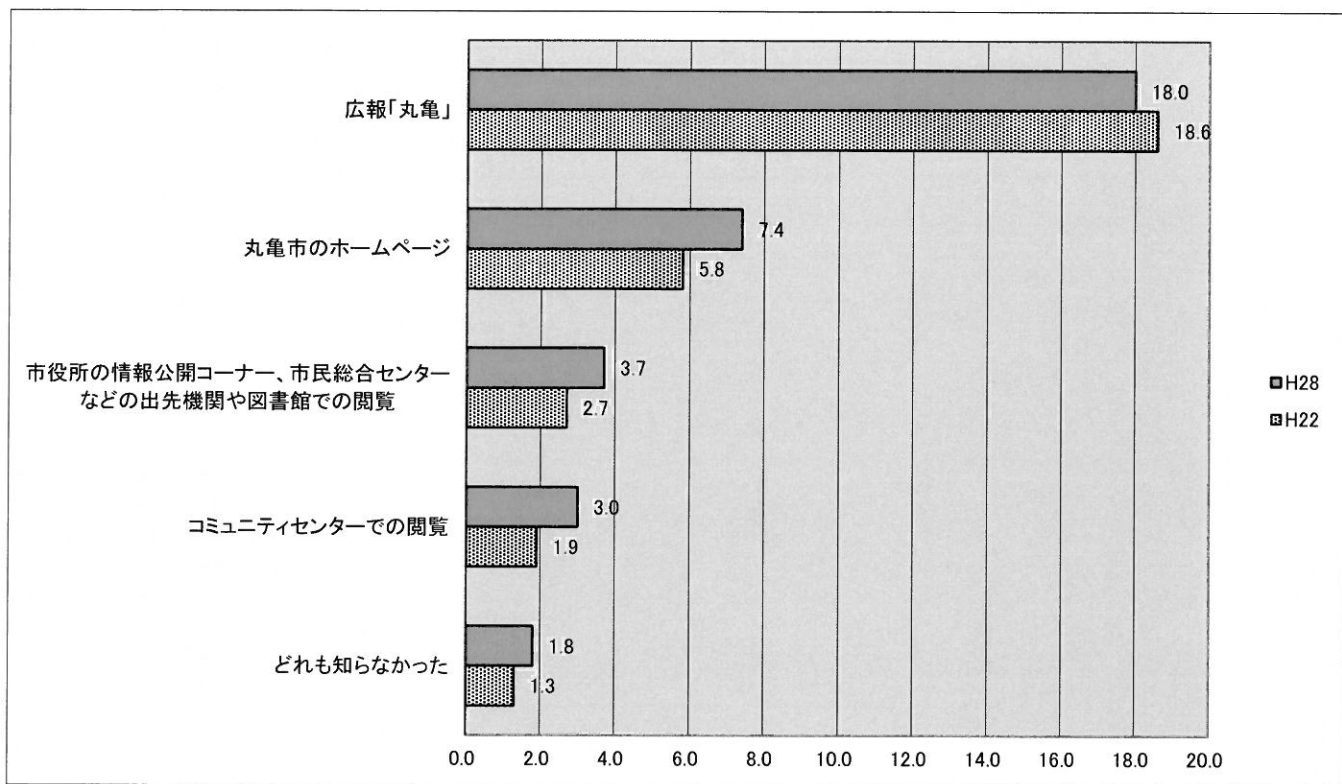
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 意見を提出したことがある	0.0	0.0	2.5	0.5	2.3	1.9	2.9	1.9	1.5
2. 意見を提出したことはないが、パブリックコメントの制度の内容は知っている	0.0	4.4	11.3	5.9	5.9	10.9	5.4	7.3	4.6
3. 意見を提出したことはないが、パブリックコメントという言葉は見たたり聞いたことがある	5.6	15.4	11.3	18.7	18.9	15.4	13.3	15.3	16.8
4. パブリックコメントの制度があることを知らなかった	91.7	78.0	73.1	72.2	69.4	66.7	71.2	71.2	68.4
5. 無回答	2.8	2.2	1.9	2.7	3.6	5.2	7.2	4.4	8.6

●問17①.パブリックコメントの周知方法（当てはまるもの全て回答）

- ・ 広報「丸亀」という回答が突出して多く2割程度の回答となっている。
- ・ 年齢階層別にみると上記回答について、全年齢層において高い回答率となっている。
- ・ 前回調査に比べ、「丸亀市のホームページ」が1.6ポイント増加している。



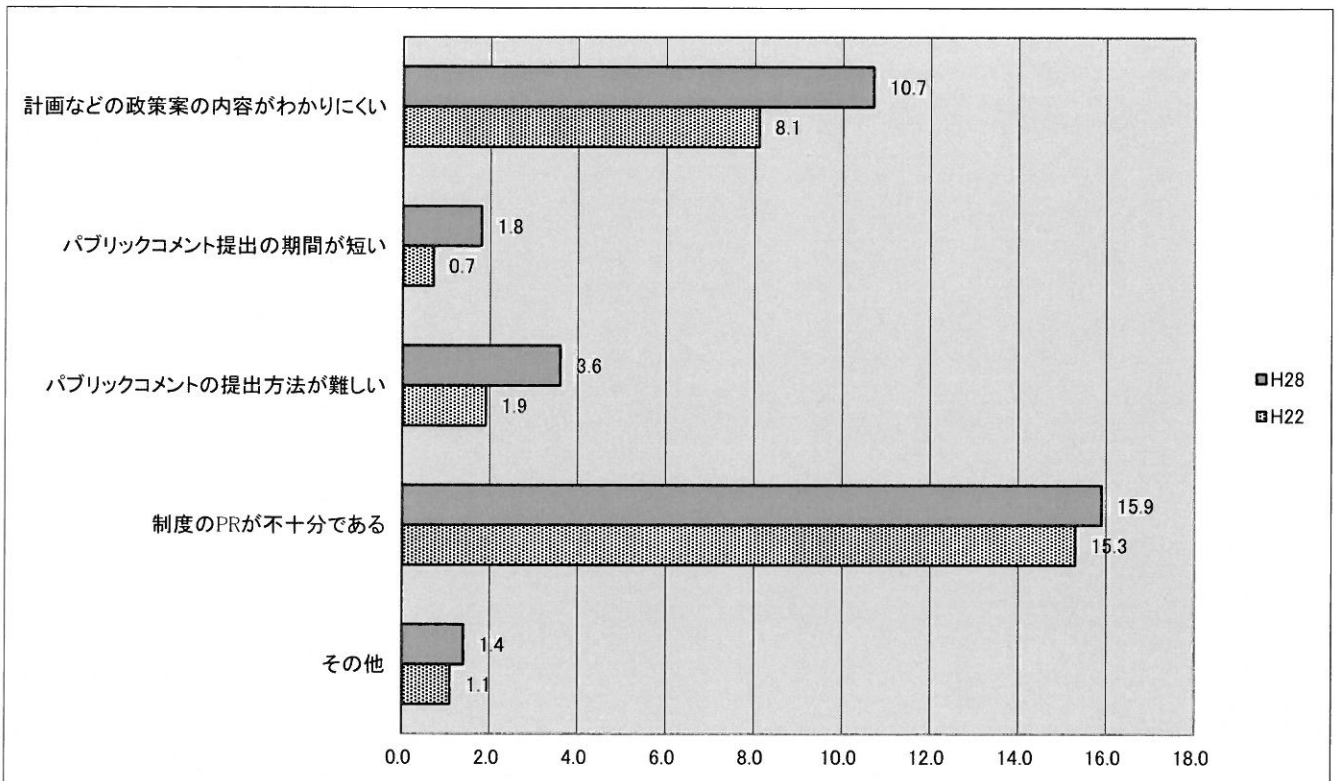
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 広報「丸亀」	0.0	9.9	19.4	19.8	18.0	22.1	16.9	18.0	18.6
2. 丸亀市のホームページ	2.8	7.7	11.9	9.1	10.4	6.7	2.9	7.4	5.8
3. 市役所の情報公開コーナー、市民総合センターなどの出先機関や図書館での閲覧	0.0	4.4	2.5	2.7	4.5	5.2	3.2	3.7	2.7
4. コミュニティセンターでの閲覧	0.0	2.2	2.5	2.1	2.7	4.5	3.6	3.0	1.9
5. どれも知らなかった	2.8	4.4	1.3	1.6	3.2	0.7	0.7	1.8	1.3

●問17②.パブリックコメントの課題（当てはまるもの全て回答）

- ・「制度のPRが不十分である」という回答が最も多く16%程度となっている。ついで「計画などの政策案の内容がわかりにくい」という回答が多く11%程度の回答となっている。
- ・年齢階層別にみても「制度のPRが不十分である」は全年齢層で回答率が高く、「計画などの政策案の内容がわかりにくい」は30歳代以上で回答率が高いことが分かる。
- ・前回の調査に比べ、「計画などの政策案の内容がわかりにくい」が2.6ポイント増加している。

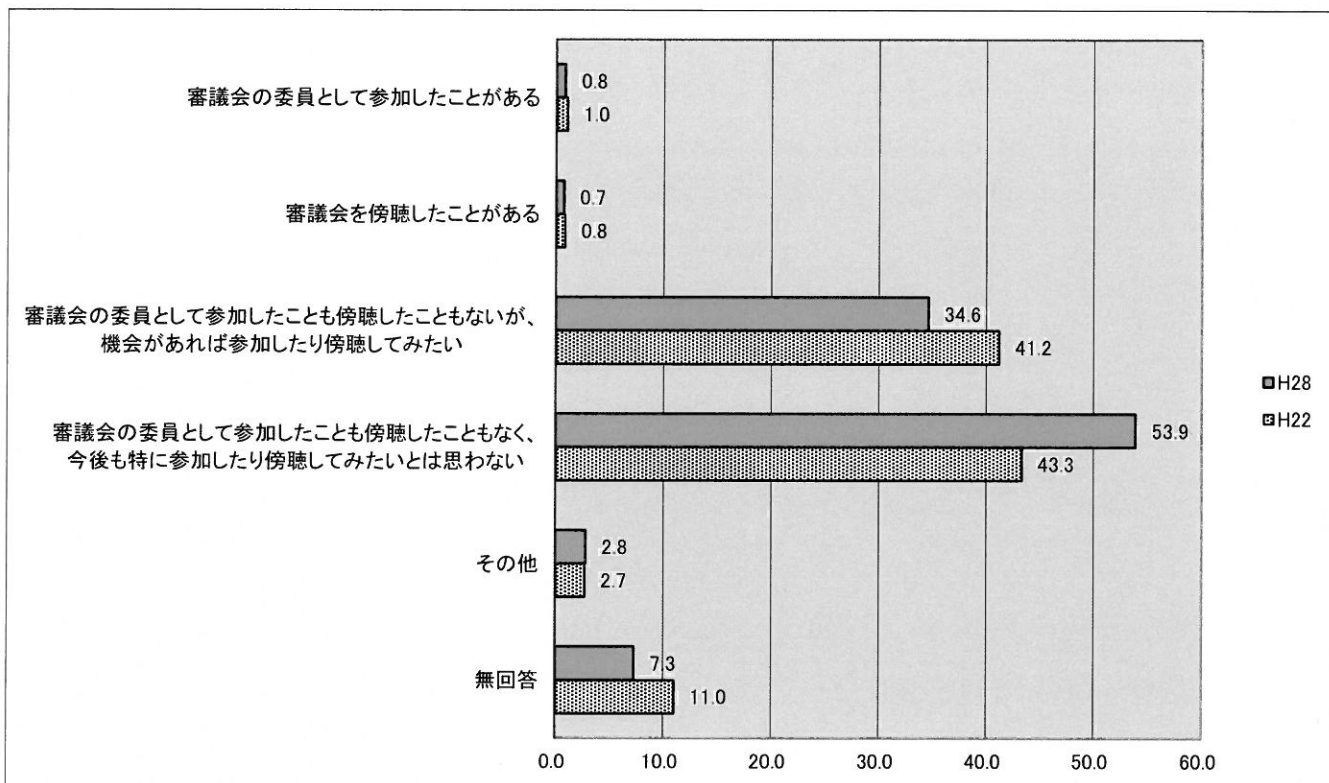


（年齢階層別の状況）

区分	（%）							全体	H22
	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上		
1. 計画などの政策案の内容がわかりにくい	2.8	6.6	15.6	9.1	11.3	12.0	9.0	10.7	8.1
2. パブリックコメント提出の期間が短い	0.0	1.1	3.1	2.1	2.3	2.2	0.4	1.8	0.7
3. パブリックコメントの提出方法が難しい	0.0	3.3	3.1	3.2	2.7	3.7	5.0	3.6	1.9
4. 制度のPRが不十分である	2.8	12.1	14.4	20.3	17.6	18.4	13.7	15.9	15.3
5. その他	0.0	1.1	1.3	1.1	2.3	1.5	1.4	1.4	1.1

●問18.審議会への参加

- ・「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない」が5割、「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい」が3割となっている。この2つの意見が全体の8割以上を占めており、ほとんどの市民が審議会に参加したり傍聴したりしたことがないのが分かる。
- ・年齢階層別にみると「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない」、「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい」共に全年齢層で高い回答率となっているのが分かる。
- ・前回調査に比べ、「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない」が10.6ポイント増加し、「審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい」が6.6ポイント減少している。



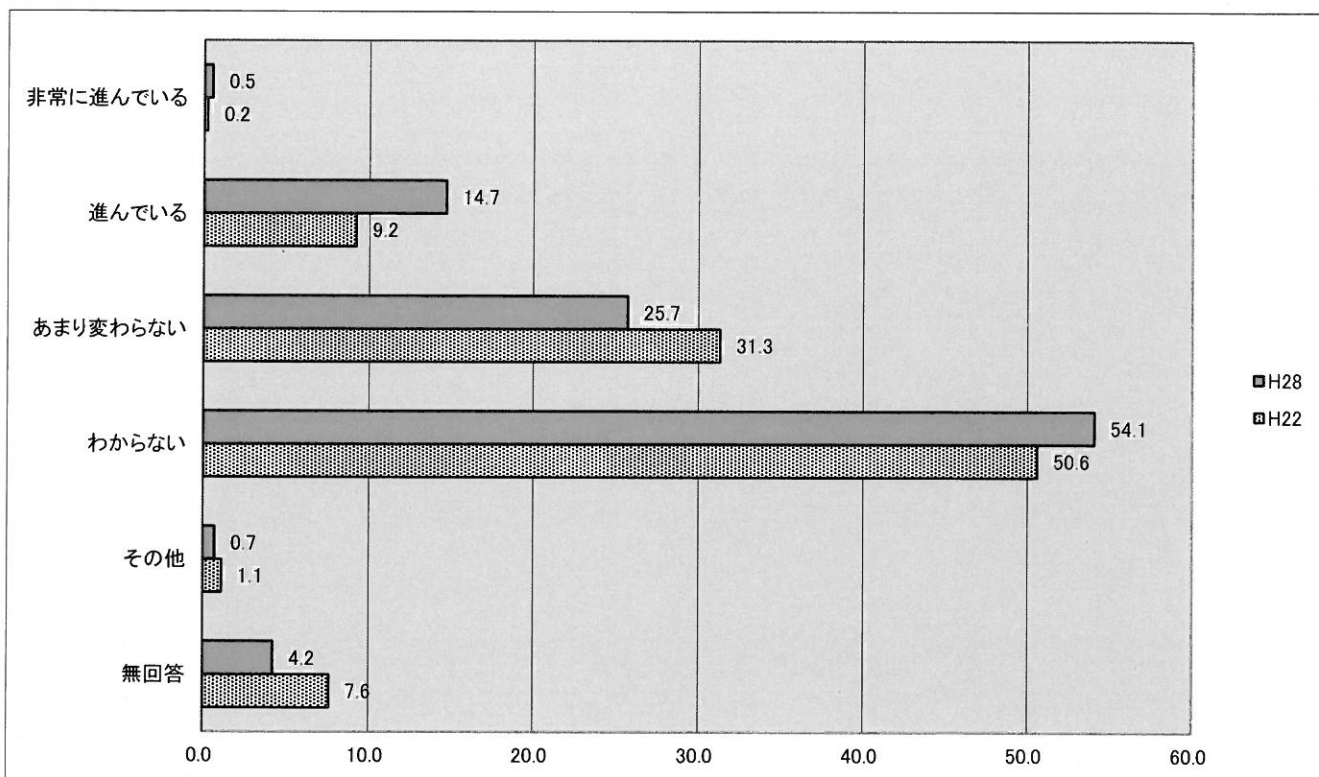
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 審議会の委員として参加したことがある	0.0	1.1	1.3	0.5	0.5	1.5	0.4	0.8	1.0
2. 審議会を傍聴したことがある	0.0	0.0	0.6	0.5	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8
3. 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともないが、機会があれば参加したり傍聴してみたい	22.2	35.2	32.5	32.1	36.5	38.6	33.1	34.6	41.2
4. 審議会の委員として参加したことも傍聴したこともなく、今後も特に参加したり傍聴してみたいとは思わない	66.7	60.4	60.6	58.3	53.2	48.3	50.4	53.9	43.3
5. その他	5.6	1.1	1.9	3.2	2.7	1.9	4.3	2.8	2.7
6. 無回答	5.6	2.2	3.1	5.3	6.3	9.0	11.2	7.3	11.0

●問19.まちづくりの進捗状況

- ・「わからない」という回答が最も多く5割となっている。ついで「あまり変わらない」という回答が多く3割程度となっている。この2つの意見が全体の8割を占めている。
- ・年齢階層別にみると「わからない」、「あまり変わらない」共に全年齢層で高い回答率となっている。
- ・前回調査と比較すると、「あまり変わらない」が5.6ポイント減少し、「進んでいる」が5.5ポイント増加している。



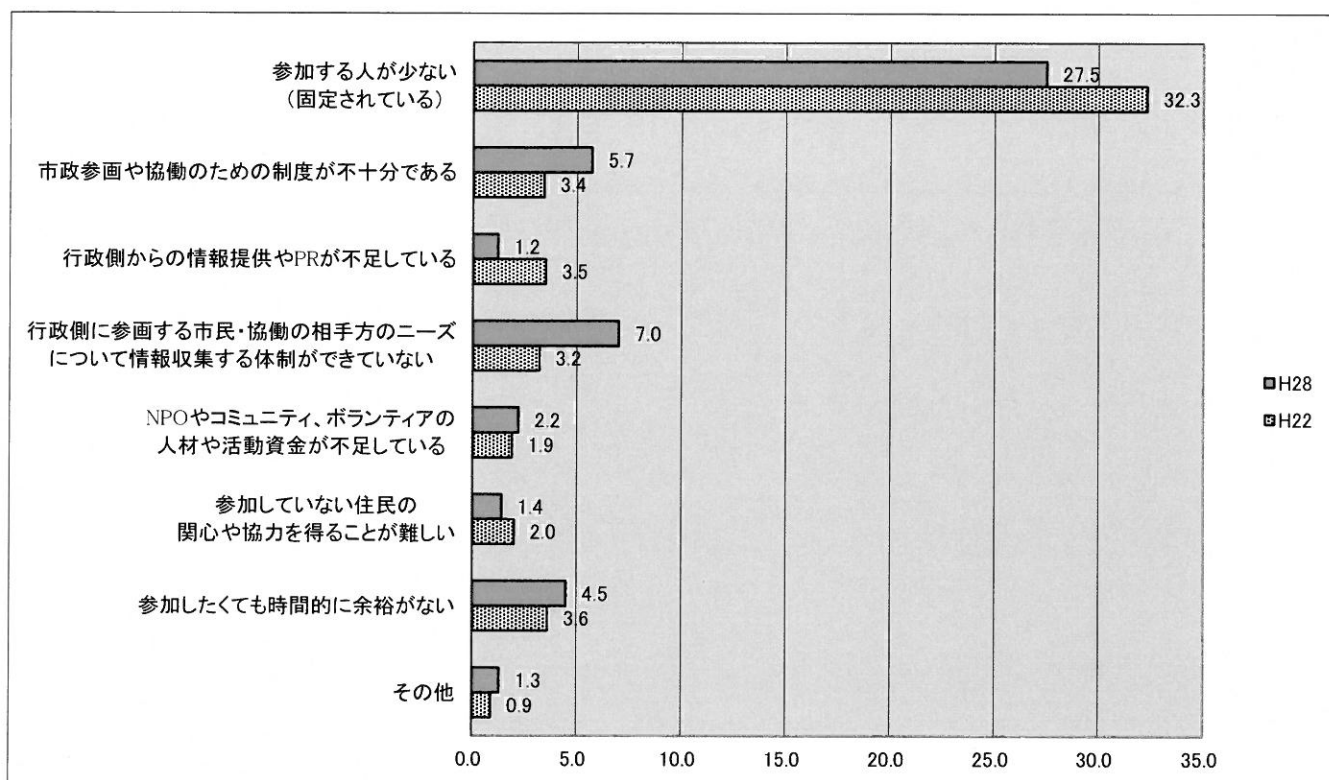
(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 非常に進んでいる	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	0.7	0.4	0.5	0.2
2. 進んでいる	16.7	6.6	18.1	18.2	11.7	14.2	16.2	14.7	9.2
3. あまり変わらない	33.3	27.5	29.4	22.5	30.6	22.5	23.7	25.7	31.3
4. わからない	47.2	62.6	49.4	51.9	54.5	57.3	52.9	54.1	50.6
5. その他	0.0	0.0	1.3	1.6	0.0	0.7	0.7	0.7	1.1
6. 無回答	2.8	2.2	1.9	4.8	3.2	4.5	6.1	4.2	7.6

●問20.市民参加・協働を推進する上での問題点・課題（当てはまるもの全て回答）

- ・「参加する人が少ない(固定されている)」という回答が突出して多く3割程度となっている。
- ・年齢階層別にみると上記回答が全年齢層において高い回答率となっているのが分かる。
- ・前回調査と比較すると、「参加する人が少ない(固定されている)」が4.8ポイント減少し、「行政側に参画する市民・協働の相手方のニーズについて情報収集する体制ができていない」が3.8ポイント増加している。



(年齢階層別の状況)

(%)

区分	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	H22
1. 参加する人が少ない(固定されている)	8.3	12.1	18.1	21.9	27.5	32.2	38.8	27.5	32.3
2. 市政参画や協働のための制度が不十分である	2.8	2.2	5.6	7.5	6.3	7.1	4.3	5.7	3.4
3. 行政側からの情報提供やPRが不足している	0.0	1.1	0.0	0.5	0.5	1.5	2.9	1.2	3.5
4. 行政側に参画する市民・協働の相手方のニーズについて情報収集する体制ができていない	8.3	4.4	1.9	2.7	5.9	7.9	13.3	7.0	3.2
5. NPOやコミュニティ、ボランティアの人材や活動資金が不足している	2.8	2.2	1.3	0.5	2.3	2.2	3.2	2.2	1.9
6. 参加していない住民の関心や協力を得ることが難しい	0.0	0.0	0.0	1.1	0.9	1.5	2.5	1.4	2.0
7. 参加したくても時間的に余裕がない	8.3	5.5	1.9	1.1	3.2	4.5	8.3	4.5	3.6
8. その他	0.0	0.0	1.3	2.1	2.3	0.4	1.4	1.3	0.9

「自治基本条例」に関するアンケート その他の意見

問12 その他意見

問11で1～3(「丸亀市自治基本条例」を知っている)と回答した方にお尋ねします。
「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか？

- 1 仕事中に名前だけ聞いた
- 2 総務委員会
- 3 インターネットで検索
- 4 このアンケート
- 5 自治会回覧板
- 6 聞いたことない
- 7 仕事上にて
- 8 この郵便で
- 9 市議の方の個人チラシを見て
- 10 分からない
- 11 市議会議員
- 12 幼稚園の入口に置いていた
- 13 家を建築する時に知った
- 14 自治会
- 15 知りません
- 16 職場で
- 17 学校の授業

問14 その他意見

住民自治の実現のために、望ましいと思う自治のあり方はどれですか。

- 1 コミュニティは大切だと思うが年齢とともに役割を分担することが無理になっていることも分かってほしい。
- 2 市民、行政の協力なくして、市民生活の向上はない。
- 3 この前文はおかしい。何かのマネなりしたのかもしれないが、内容も論理構成もでたらめである。
- 4 特になし。
- 5 分からない。
- 6 分からない。
- 7 可能性無し。
- 8 1～3の間、バランスが取れるところで。
- 9 高齢化社会の到来に警戒すべき。
- 10 市民の自主性が大切ですが、弱体化しているのも感じます。行政の積極的な支援を果たす(2、3の間)が望ましいです。
- 11 分からない。
- 12 行政が様々な情報を市民に提供し、多様な市民参加の場を作って、多くの市民が行政への理解を深め、行政への参加意識を高めることがまず第一である。
- 13 わからない
- 14 公務員のスピード感と危機意識。
- 15 わからない。
- 16 特になし。
- 17 老人が多い。老害を減らそう。
- 18 分からない。

問15 その他意見

問14で住民自治のあり方についてお尋ねしましたが、住民自治を進めていくためには、地域住民自らが地域の課題に取り組むことができるような仕組みが必要であるといわれています。その仕組みとして望ましいと思うものはどれですか。

- 1 市が重要な政策、計画をするに際し、自治会等を活用して事前に住民の意見等を取り上げるのが重要。
- 2 条例とか知らない人が多いから、まずは市民に情報を再度きちんと届けることから始めるべき。
- 3 わからない。
- 4 市議会と市政に一任。
- 5 市議会議員が市民の声を市に届ける。
- 6 市政に対する市民の代表を毎年無作為に複数人選り意見交換を行う。
- 7 わからない。
- 8 分かりません。
- 9 住民が問題意識を持たなければ何をやっても意味が無い。

10	地方自治、住民自治の自立を地域住民に丸投げされても難しいのではと思っている。どれがいいとか選ぶには分からないのが実情です。
11	特になし。
12	わからない。
13	分からない。
14	分からない。
15	可能性無し。
16	仕組み不要。
17	住民自治のために個人の時間が使われない仕組み。
18	各世代に分けて意見を聞いてほしい。
19	自治会活動を住民に強制してはいけない。
20	一般市民はなかなか自ら動こうとはしないので市がリーダーシップをとる。各自治へ出向く。
21	分からない。
22	特になし。
23	わからない。
24	分からない。
25	市役所の内に市民の要望や意見を受け入れる機関をこしらえる事を望みます。
26	わからない。
27	自治会に対しての地域コミュニティへの支出が多すぎる。赤十字、祭礼費、共同募金など、頭割りでの支出で自治会費はほとんど残らない。請求は任意にして、まずは自治会活動を優先できるようにする。
28	どんな仕組みもまともに機能をしていなければ意味はない。型を作って満足しないことが大切。
29	特になし。
30	分からない。
31	最低限の罰則を決め、ある程度自由に活動できる。
問17②その他意見	
問16で1～3(パブリックコメントを提出したり、聞いた事がある)と回答した方にお尋ねします。 ②丸亀市の実施しているパブリックコメントなどの意見提出制度の課題は何でしょうか。	
1	インターネットを通じての意見提出やメルマガ、SNSなどでの周知を検討してほしい。
2	提出したところで、どうせ実現しないと思われるところ。
3	市民の関心は低い。
4	知らなかった。
5	そもそもその制度の知名度がない。
6	すみません よくわかりません。
7	よく分からない。
8	資料が膨大なため要約版がほしい。
9	新規課税がタイムリーに送付されるのが右にならえだ！
10	老人(特に女性)はパブリックコメントの意味がわからない。
11	パブコメを反映する具体的な制度が整備されていない。
12	丸亀市民の若返りを図りたい。そのためには県営住宅の空き部屋を新婚さん等に無料で貸し、市内に多く住んでもらえるようにする等考えてください(飯山)。
13	勉強不足でよく分からないが、今年は1/5～2/3、素案3件だったと思うが、年に何回か実施されるのですか。関心のあることが(意見を述べたいと思う素案が)出たときは提出するかもしれませんが、今のところ特になし。
14	課題無し。
15	政策案に使用されている用語がわかりにくい。専門的過ぎる。
16	パブリックコメントを知っている人はいるが、意見提出まではしない。
17	意見をまとめて、その情報の開示がない(コメントのみの提示で終わっている)。
18	分からない。
19	全て市民からの意見を待つのではなく、たまには直接聞きに来てほしい。
20	わからない。
21	特に問題はない
22	知らないから分からない。
23	知らない。
24	パブリックコメント 何で横文字なの？日本語で言ってほしい。
25	意見を出すことで、回答を個人的に得られることを知らない人が多いことや、意見する意欲がかきたてられない。
26	我々市民の関心の低さ。
27	よくわからない。

28	以前に意見を出したときは、その意見に対する誠実な回答もなく否定されて終わりだった。(知識のない有識者によって) 再度意見を出して問いたしたいが、そのチャンスが一般市民にはないのがくやしい。
29	現在どのように提出するのか分からない。
問18その他意見	
いままでに市が設置する審議会に参加したことはありますか。	
1	審議会かどうか分からないが、学校の統合の話し合いに出席した。
2	参加も傍聴もしたことはない。今後の参加はどちらでもよい。
3	審議会なのか市議会かは知らないが少しだけテレビで議論しているものは一度見た。
4	色々と勉強した上で考えたい。
5	ケーブルテレビでよく見ている。
6	仕事上で参加。
7	NHKの国会中継のようにCATVなどで放送してほしい。
8	参加したことはなく制度自体知りませんでした。
9	参加したことはないですが、何かしらで知りたいと思う。
10	なし。
11	体調を考えると積極的になれない。
12	傍聴したことありません。いつ、どこで開催されたのですか？
13	わからない。
14	わからない。
15	わからない。
16	委員の選定方法がわからない。
17	参加してない。
18	時々、ケーブルテレビで見るけど、違うのかな。
19	ない。
20	よく分からない。
問19その他意見	
平成18年10月「丸亀市自治基本条例」を施行してから9年近くたちました。この間、地域の安全・安心の取り組みや子育て、教育、福祉、環境などで市民と行政との協働によるまちづくりが行われてきていますが、どの程度進んでいると感じていますか。(当てはまる番号に1つだけ○をしてください。)	
1	西讃の中で一番進んでない。
2	子育て支援、母子家庭の援助など市民からの申し出がないと受けられない現状は、行政側の怠慢としか思えません。
3	市民として住みやすい町になっていると思う。
4	9年以内に転入した人に連絡はあったのでしょうか？記憶にありません。
5	地域の安全・安心の取り組みの言葉自体聞かない。
6	遅々として進んでいない。
7	悪化しているのでは？
問20その他意見	
市民参加(市政への参画)・協働を推進する上での問題点・課題と思われるものは何ですか。(当てはまる番号全てに○をしてください。)	
1	私個人が課題を把握できていない。
2	市民参加といいながら一部の限られた人の参加である。力の強い、いつも同じ人が代表として参加されているように思う。
3	色々な意味で参加する人が偏っている。
4	分からない。
5	よく分からない。
6	分からない。
7	どういう方が市政参画しているのでしょうか。
8	新団地の自治会が発足していない。
9	内容がわかりにくい。
10	年齢的に無理がある。
11	特になし。
12	分かりません。
13	交通安全運動等に1年のうち各家庭より1人ずつでも良いから、1回でも参加してもらえるようにすればと思います。係の人だけではと思います。参加すれば交通事故等について家族で話し合う機会が多くなると思います。
14	自分が参加していないから分からない。

15	分からない。
16	問題、課題無し。
17	なし。
18	そもそも「自分に何かができる」などとは思っていない。
19	①NPOの審査を厳正にする。②現在のNPOの状態の公表。
20	高齢のため参加不能。
21	敷居が高い(内容の理解が困難)。
22	分からない。
23	一般市民はそのような制度が有る事すら知らない。
24	わからない。
25	声の大きい怪しい市民団体の存在。
26	今はSNSやネットHPが普及しているので活用してほしい。
27	わからない。
28	今まであまり市政に関心がなく、歳もとってしまったのでよくわかりません。
29	参加しても座っているのみになりやすい。型だけの制度にしない。
30	人は誰でも人のために役立って自分も自立した生活を望んでいると思う。悩みを聞いてあげる場所があればと思う。
31	気持ちはあるけど動けない。
32	今のところ参加する意思がない、気もおこらない。
33	分からない。
34	参加しやすい環境が整っていない。
35	普通の市民は平日の参加は難しい。プロ的な市民活動家やおかしな市民団体の意見ばかりが出される心配がある。

問21

自治基本条例の内容や運用に対するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

1	時間に余裕の少ない労働者が参加できるような仕組みが良い。平日中心だと高齢者に集中しがち。
2	一度、各家庭に「自治基本条例」の冊子を配布してほしい。
3	内容すら知らないのに意見・コメントなどしようがない。
4	今回のアンケートが無ければ丸亀市自治基本条例に関しても余り関心を持っていなかった。もっとPRし、市民の意見を取り入れる機会があればいいと思う。丸亀を住みよいまちにするために、市民の協力と関心が必要だと思う。
5	この度の熊本地震に対して、丸亀市からも被災地への応援をされていることに大変心強く思っています。今後も支援を続けていってください。なお、今回の地震を機に、南海地震への災害対策を今一度推進してください。
6	保育園や学校のPTA、企業の職場など、コミュニティがある所からの細かい意見を吸い上げてほしいです。
7	路線バスの本数、時間を増やしてほしい。
8	丸亀市は住みやすい地域です。これからも子育てがしやすく高齢者も住みやすい地域になっていくことを期待しています。
9	働き盛りの人も参加しやすい運用としていただけたら助かります。
10	運営、運用は難しいことです。もっと見える化し、年度重点項目、目標を決め進捗が分かれば意識する市民が増えるのではと思います。
11	市民に市政への関心が無い自治基本条例等を理解しようとしていない。今以上にPRが必要だと思う。
12	市政への参画を望んでいるが、行政サイドの窓口がせまいので参画に躊躇している者が多いと思う。開かれた市政、開かれた議会が望まれるため、オープンにして隠し事のない政治をしてほしい。市長さんはもう少し自信を持って議員の顔色を見過ぎないようにして大胆な政治の指揮を執ってほしい。
13	行政者の御指導、一市民として感謝しています。今後ともいろいろありますが頑張ってください。
14	丸亀に住み20年以上になるが、基本条例の内容も知らなかった。恥ずかしい話であるが多くの市民は自分に関係ないと思って資料等を配布されても行政の問題として、自分のものとして考えていない。重要性を知らない。
15	アンケートのご案内ありがとうございました。
16	防災に対しての住民の意識を深めて、対策等の検討が今後も必要かと思えます。住民の関心度もまだ低いのでは。
17	特定の主義、主張を持つグループの声が大きく、市政への影響力が心配される。また、マジョリティをどのようにして取り込むのが非常に難しい問題であり、民主主義の最大の問題点でもある。
18	転勤で丸亀市に居住しております。知識不足で十分な回答ができておらず、すみません。
19	自治参加した場合(市民参加)恩点で、バス利用券配布や入浴券、お弁当券などの配布とか、利用ポイント制を作ったり…何かフィードバック的なものがないと誰も参加しないのでは?と思えます。もっと行政側が働きかける必要があるのでは?

20	内容も運用も理解していないので、意見の申しようがありません。参画は一部の人というしかない。アンケートがなければ何も知らず経っていました。
21	自治基本条例をよく理解してなくて申し訳ございません。勉強させていただき、前向きな意見を述べるようにしたいと思います。
22	毎日時間に追われる生活ですが、自分にできることはやっていきたいと思っています。丸亀市をさらによい市にしていきたいと思います。よろしく願います。
23	夜間の暴走族が減らず、小さな子供が寝れないので迷惑している人が多いです。警察へ個人で通報しても、その時だけで対策にならないので、市からの要望をしてほしい。中国人等他国の人が安全と感じられない。ゴミのポイ捨てや集団での移動(歩道一杯)等。
24	住みよい市をつくることは、とても大切なことですが、過度な福祉はいらないと思います。私が子育てしてきた頃は何の補助金もなかったです。市も財源を切りつめたらいいいと思います。
25	もっとPRすること(条例について)。
26	自治基本条例に対する意見ではありませんが、このアンケートの収集について、3,000人ではあまりにも集計対象者が少なく、アンケート意見が正しく反映されるとは思えません。対象人数を多くすれば、それで良いというものではないとは思いますが…。
27	自治会、地区連合自治会の存続について、行政の努力が望まれる。
28	両親(父95才、母94才)が飯山に住んでいますが、二人が元気だということで、市の方が声かけにも来て下さらない(民生委員の方)状態で、娘の私、孫とかで協力して面倒みています。一人住まいだと違うらしいのですが…。福祉について、どんな方向性なのでしょう。90才以上の二人が頑張っているのに、声かけくらいあっても良いと思うのですが。
29	高齢者、障害者等の方々への対応があやふやで、周囲からより孤立してしまわないように、一方向からだけの対策ではなく考えてほしいです。
30	同じ丸亀市内なのに飯山の公立幼稚園には預かり保育があったり、おかしい。子供たちが通いやすいキレイな児童館などあったり、公園もあまりないし…。住んでる地域で格差があるのはおかしいと思います。宇多津の臨海公園みたいな公園をつくってほしい。ダメならお城に遊具を増やしてほしい。子育て、高齢世代など一人ひとりに意見を聞くために、もっと簡単な意見を出しやすくするアンケート用紙を配布するべきだ。大変だと思いますが丸亀を変えてください。
31	自治会加入が減り、運営が難しく転入されても自治会に入ってもらえない。理由 1 高齢者、2 役員などになりたくないなど。
32	高齢化が進み、丸亀での生活が十分になるような取組を考えてほしい。
33	興味はあるが時間的に余裕がなく参画できていないのが現状である。
34	もっと危機感をあおるべき。
35	自治基本条例の内容を知らないのでも何を書けない。丸亀市民でこの自治基本条例を何割の人が知っているのですか？市民にはどのような方法で周知したのですか？
36	今回のアンケートで始めて知った。なぜでしょうか？
37	質問が多すぎてわかりにくかったです。よりよい丸亀市のためによりよろしくお願いします。
38	交通があまりにも不便で、他見から引っ越してきたがショックを受けた。電車も少なくバスも少なすぎる。町に灯りが少なすぎて暗い。活気がないと思う。子供が安全に通学できるよう道もきちんと歩道があればと思う。お城や美味しい食べ物がたくさんあり、良いものがあるのに、もったいないと思う。学校の宿題が少なすぎて、特に漢字能力が低すぎる。店も少ないので物価がとても高い。
39	ありきたりの定めをおいた内容に貧しいものと認識している。条例を定めなければ実現してよいのか？制定自体、意味がどれ程あるか。もしなければ意味ある規定をおくべき。この種の条例においては、社会情勢を踏まえた目標、理念、原則的事項を定めるべき。形だけのもの、法定事項を規定すべきでない。ちなみに丸亀市条例、規則の中には明らかに法律違反の規定がある。この際、全ての規程について見直すべきは見直してはいかかが。
40	まちづくりには何よりも人づくりが大切だと考えます。
41	これからも、より住みやすい丸亀にしていくために市民の声を聞きながら頑張っていってほしい。
42	その他の意見 1)マイナンバー取得の際、2、30分かかりました。2)高齢者にもっと詳しく情報を流してください。
43	これもまちづくりと一緒に現実から離れた所での言葉だけの様な感じを受ける。上辺だけ作っても市民はついてこない。また市民は生活(自分の)するのに、一杯一杯で他の人のお世話まで手がまわらないこともある。市民の意識改革も必要だと思う。市民も地域により温度差が大きいのではないか？自治会の持つ力も少なく、小さくなっているのではないか。
44	多々行事があるようですが体調を崩し、参加できず残念です。市の広報によって、PR向上をお願いします。
45	両親が労働している場合、子供の預けやすい環境づくり(保育所、学童)をもっと考えてほしい。お金の面、預けられる時間など。
46	以上です。
47	いつも我が家によく丸亀市から様々なアンケートが届きます。もう少しデータを元にいろんな人にアンケートを回してください。お願いします。

48	丸亀は音楽活動にはあまり関心がないのか。無料で雨の日でも練習する場所(例 宇多津町は海ホテルなど、瀬戸大橋ドームなど)があればいいのにと、いつも思います。体育館などたくさんつくりすぎでは？市民の声は市政に届くのでしょうか？
49	PR、情報提供に乏しく、内輪でやっているような印象を受ける。条例を施行しただけで効果が表れていないのではないだろうか。
50	条例に対する意見、要望以前の問題ですが、条例の内容そのものの記憶がありません。多分市民の殆んどは私と大差ないと思います。再度、各戸に保存版として配布しても良いかと思いますが、関心のない人は何をしても関心を持たないと思います。費用が無駄ですね。
51	自治基本条例がどこまで必要なのか全く分からない。特定の団体や市民には都合の良いもの、という印象がある。
52	アンケート依頼にはボールペンぐらい入れたほうが良いと思うが。
53	特にないです。
54	特になし。
55	コミュニティと自治会、自治会長の役割と責務の明確化。
56	高齢化社会の到来に用心すべき。
57	ゴミ袋の有料見直しを検討して下さい。
58	声の大きい人だけの意見が取り上げられることのないようにしてほしい。
59	市民団体の持っている潜在的な能力はかなり大きいと思いますが、それをどう活かせるのかを明確に行政から示すことで、初めて具体的な行動につながるのではないかと思います。
60	丸亀駅からお城までは丸亀市の顔であり、行政機能としても住みやすい環境をつくり、何とか活気ある通りにならないでしょうか。城内グラウンド跡については、広場の機能を生かすよう慎重に考えてほしいと思います。丸亀城の堀の水、いつもきれいであってほしいのですが。
61	他市では市長自ら幼稚園や保育所に出向き、保護者の声を直接聞くということをしているそうです。実際の利用者からの声を直接行政に伝えるのには良い方法だと思います。職員の皆様にはプライドを持って仕事を頑張してほしいと思います。
62	久しぶりにペンを執りアンケートに参加いたしました。色々な質問も頭を使いました。あまり協力できていませんが見ていただければと思います。
63	何年か前の話になりますが、丸亀警察署の方に通話中保留にしないで、後ろで上司の方にバカにするような発言をされました。丸亀市の憲法の前に丸亀警察署に市民をバカにするような発言をする時は、保留してからするように教えてあげてください。
64	昨年も一昨年と同じものが来ました。いいかげんにしてください。3年続けては迷惑です。
65	このようなアンケートをもらっても、これをまとめるのにお金がかかり、それが反映されてもいない。するだけムダに感じてしまう。もっと考えてこのようなアンケートをした方がいいと思う。アンケートをしたからこれで十分だとは思わないでほしい。
66	丸亀市議会だよりが読みやすくなった。県政かがわも見やすい。市広報ももっと活字を大きく読みやすくしてほしい。
67	条例により市が目指すものは何ですか？学のない私にとって文章で内容を理解することは忍耐が要りますので、絵、図等での説明、理解できるものがあれば助かります。市内の学校等では条例の説明がされているものなのですか？私は市内の学校へ通ってはいませんでしたので、市民は皆、学んでいるものかどうか知りません。
68	高校生の時、丸亀市民体育館を借りようとしたところ「高校生です」と言ったら、ものすごく嫌そうな顔をされ、断られた。他の公的な体育館は借りることができるはずですが、市民体育館なのに、なぜ使用することができないのか。すごくショックでした。
69	質問が理解しづらかったので、次があるなら分かりやすくしてほしい。
70	税金は納めているのにゴミステーションの数が少なすぎる。自治会に入らないとゴミを収集してもらえないのは疑問。高齢者世帯も増えるので、もっとゴミステーションの数を増やしてゴミ捨てしやすくしてほしい。綾歌だけ子供の人数が特に栗熊、富熊小は生徒数少ないのは合併はないのでしょうか？今の時代合併が多いのに疑問です。生徒数少なすぎるのは問題だと思う。
71	市民の意見を聞く場は限られている。もっと公共の場を利用すればいいと思う。市と関係している保育所、小学校、中学校へプリントでアンケート調査するだけでも、多くの子育て家族の意見が聞けると思う。コミュニティは正直、年配の方中心で若い人が利用することが少ない。関係ないかもしれませんが、自治会から災害用トイレをもらいました。うれしかったです。
72	特になし。
73	特になし。
74	自分のことで手いっぱい。
75	丸亀市民なのでできるだけ協力していきたいと考えています。広報楽しみにしていますので、イベントなどたくさん知りたいです。
76	私は後期高齢者、これから市政に携わるのは年齢的に難しい。これからは若い人たちの意見を聞き、宇多津町のように若い人達が定住する若々しい丸亀市になってほしい。
77	具体的活動について情報が少ない。

78	「自治基本条例」なんか知らない。とり奉行骨付じゅうじゅうのほうが認知度が高い。内容→分からない、知らない。運用→え？何が変わったの？実感なし。
79	もっと市政に対し、勉強し、よき市民となっていきたい。
80	様々な条例を作っていく上で、もっと市民の意見を取り入れられるような形を整えてほしい。スマホからアンケートに参加すると、アンケートの結果が後日メールで送られてくる等。
81	日々仕事と家庭に忙しく、自治のことはよくわかりません。私の答えは参考にならないかも。
82	外国人(特にEnglish native speaker)を招き、英語、英会話の授業、Lessonが出来るクラス、機会が増えると良いと思います。色々な文化も学びたい。海外生活もしてみたいです。英会話のLesson料が高すぎるので大変です。
83	ぜひとも小学校の校区によっては自由選択できる制度をつくってほしい。近くに小学校が複数あるのに選択できないのですか。選択の自由があってもいいのではないか。
84	市民が参画する人が非常に少ない。
85	特に無し。
86	自治基本条例は高齢者にとって理解しにくい。
87	最近では近所で新しい家が建ち並び様々な人が増えてきました。みんながまとまって市の発展に住みやすい丸亀にしていこうという気持ちになれる様な協議をやってほしいです。正直、現状では何をしているのか目にみえてません。期待しています。頑張ってください。
88	特になし。
89	行政に無知なので今回のアンケート内容を適切に選ぶことが出来たのか気になります。行政に関心が持てる資料があればと思いますが。
90	もっとPRをお願いします。
91	面倒がり広報「丸亀」を見なかったりする人もいると思う。しかし、スーパーには買物に行くので、市内スーパーに協力してもらい理解しやすい文章での情報、PRはどうか？
92	丸亀市自治基本条例の事を知らないのに、アンケートに答えた答えが正しいのかどうか分かりませんが、アンケートをとるということは、以前と状況はあまり変わっていないという事でしょうか。市民のためを思っの憲法(自治条例)であれば、多少の負荷は受入れながら、市民の利益も出していき事が出来ると思います。
93	市役所へ勤める近隣の人でもない限り、ひとり言、ぐち、こまり事など行政に届かないと思う。選挙期間中くらいしか市議会議員は町中を歩いているし、話を聞いても、こむずかしい話をするくらい(おそらく本人もていねいに判りやすく説明するだけの理解をしていないのだと思う)1つでも2つでも実例を示し、こういうことからでもできるという情報を示してほしい。
94	丸亀にはお城、うどん、トリなどいっぱいアピールする物があるのに、もう少し、お城に行くまでの町並みがありながらシャッター街、これを少しリフォームして、安く貸し出しをしたら良いと、古い考えを持った人が多くせっかくの町が死んでいます。
95	特にありません。
96	何をしたいのかよくわからない。
97	市民のうちで条例のことは知っていても内容まで知る人は少ないと思われます。もっとPRとか広報活動をされるべきかと思ひます。
98	前頁に書いたように金倉川横の道路の草を両側刈って、交通事故のないようにお願いします。
99	がんばってください。私はまず関心を持つことから。
100	運用を民間企業に委託し、目標水準に達したら、そのレベルに対応する報酬を支払うシステムにした方が、全てにおいて早くね？無駄な人件費や経費を報酬に回せば問題無いでしょ？
101	よく分からないのでPRしてほしい。
102	アンケートが難しい。
103	パブリックコメント制度が定着した後は市議会議員の定数を減らしたらいいのではないか？(一校区一人制)
104	よくわからない。
105	若い人や関心がないので取り組みを考えてほしい。
106	もっと団結できる様に丸亀市を盛り上げてほしい。市民の話し合いの機会をたくさんつくるべきだ。
107	市立の小学校、中学校で必ず行政に対する理解を深める指導を行ってほしい(親子で授業の機会をつくる)。まず皆が知っていますように。がんばって下さい。
108	寝たっきりなので書けません。よく調べて出してください。
109	質問が多く負担である。高齢者に対しては無理な内容項目が多い。
110	一度に沢山のアンケート量なので時間がかかりました。次回からは縮小した内容でお願いします。後の集計の結果がまとまらないのでは…。クリーンセンター丸亀へ資源ごみを時々持っていくのですが対応には感謝していますが、ペットボトルの所でラベルを5~6人の人がのけているように思ひます。それは市民がラベルを取り除くように再度お願いしたらと思ひます。間違いだったらすみません。
111	私は仕事で丸亀市にやってきましたが想像していたよりも住みやすい印象でした。ただやはり一人暮らしですと地域とのコミュニケーションの場が少なく、参画しているようにはなりません。こういった外からの人をもどのように取り組むかは丸亀市だけでなく全地方自治体の悩みかもしれません、スポーツやイベント等を利用したりとか、人が集まるところでのPRも必要なのかもしれない。

112	丸亀市と飯山町、綾歌町が合併した際もそうだが、飯山町の私の住んでいる地域は自治会がなく、子どもの頃にあったラジオ体操やら子供会などの経験を、自分の子どもに味わうことができなかった。なので近辺の人間関係も希薄のまま。
113	当該条例にマッチしないかもわからないが、丸亀市に居住するものに対し「自治会加入条例」があれば、各地区の自治会活動が活発化すると思われる。

アンケート結果による検証ワークシート

【質問内容】

アンケート結果による検証ワークシート

■自治基本条例の認知度（問11～13）

【分析】

自治基本条例を「全く聞いたことがない」が、前回調査時よりも5.8ポイント増え、6割を占めている。次いで「読んだことはないが、名前を聞いたことを見たことはある」という意見が3割程度だった。全体的に条例への関心度は低く、50歳未満は「内容をよく知っている」と回答をした人が0名である。

条例を知ったきっかけは広報「丸亀」が圧倒的に多いが、「丸亀市のホームページ」や「丸亀市のチラシなど」が前回調査時よりも増えている。ただし、16歳～19歳の年齢層においては、「友人・知人や家族」といった回答も多くなっていった。

関心ある項目については、「コミュニティ活動」や「情報の共有」、「市民の権利や責務」が30%を越えており、条例の中でも身近な事柄に係る項目への関心が高い。

【問題点と対策】

- ・ 条例に対する認知度が低いというところが問題なのではなく、若年層が条例を知りたいと思えないことが問題である。
- ・ これからの市政を担っていく世代での認知、関心が低い。政策や条例等の文章は難しい言葉で書かれているため、読もうとしない、読んでも分からない方が多いのではないだろうか。また、読むかどうか以前に、興味がないうるかという若い世代が多いのではないだろうか。
- ・ 条文のほかに、分かりやすい文章のものを作成することや、義務教育などの授業の中に自治についての時間をつけるなどの対策が必要ではないだろうか。何年も続けていないと効果は出ないと考えられる。
- ・ 市民の認知度が前回より減っているのにはがっかりした。前回したように広報「丸亀」などで数年に一度連載して記事にしていくのが良いと思う。
- ・ 条例への関心度が低いのはやむを得ない。直ちに何らかの対策を講じる性質のものでもない。ただコミュニティ活動や情報の共有など身近な事柄については関心が高いので、これらをテコに関心を高めようとする必要がある。
- ・ アンケートの結果は回収率も含め、現在の市民の自治基本条例や市政に対する意識や関心度は低く当然の結果と言える。また、大人世代の意識や関心度を高めることに多くは望めないと思われ、コミュニティ活動など関心のある項目を具体的に推進する中で意識改革や関心度を高める必要がある。・ 「将来の丸亀市のまちづくりの担い手としての子ども」に関する自治基本条例の条文があってもおかしくないと思われ、運用の中で大きな可能性を持っている子ども世代が、子どもの時から丸亀市政や自治に対し興味関心を持つよう年齢に応じた具体的な教育を推進すべきである。
- ・ 自治基本条例は自治体の憲法ということを知ることが増えればいいのかと思う。定期的に目にする機会をつくることをしていけばいいと思う。

■住民自治について（問14、15）

【分析】

全年齢層において、住民自治を実現するためには「市民、コミュニティ、市民団体などと行政のパートナーシップによりそれぞれが役割と責任を果たしながら地域社会を発展させる」という回答が多く、全体でも6割弱を占めている。前回調査時よりも「地域社会のつながりが弱体化しているため、行政が積極的な役割を果たす」が7.1ポイント増えている。

住民自らが地域の課題に取り組む仕組みづくりに関する質問に対しては、「市と市民やコミュニティ、市民団体などが協働して地域の身近なサービスの提供などを行う」、「市が市民生活に重要な政策や計画や条例をつくるときに、市民が意見を提出したり、市が設置する審議会などに参加する」という回答がそれぞれ4割程度と高くなっている。

【問題点と対策】

・ どちらの質問、回答からも市民と行政や地域のつながりが重要であることが分かる。市民がどう感じているということは、現在、市民と行政や地域のつながりが薄れているのではないかと考える。

・ 市政などに対する認知、関心の低さが原因でないかと考える。時間が経たずとも少しずつ関心を持ってもらい、その上で住民が参加しやすい環境を整える必要があると考える。

・ 審議会という言葉も市民の皆さんに親しみをもちてもらえない一因では？

・ 住民自治の方向については相当理解が深まっているのではないかと思う。ただ地域社会のつながりが弱体化しているとの指摘については当委員会で議論すべきテーマではないかと思う。

・ 住民自治を実現するために、行政が、市民やコミュニティなどそれぞれが役割と責任を果たしながらお互いに支え合いながら地域社会を発展させることが不可欠であるが、このことを、どう具体的に推進するかが課題である。

・ 丸亀市と社会福祉協議会が、平成28年度策定した丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画「みんなのふくし丸亀プラン」など様々な計画が、計画倒れにならないよう、具体的に市民に周知し推進する必要がある。

■パブリックコメントや審議会のあり方（問16～18）

【分析】

パブリックコメントの制度があること自体知らないという回答が7割を占めた。年齢別に見ても同回答が高い回答率となっている。また、パブリックコメントの周知方法についても広報「丸亀」が有効であるとともに、「市のホームページ」や「コミュニティセンター等での閲覧」との回答も増えている。

パブリックコメントの課題については、「期間が短い」、「提出方法が難しい」といった手続きに関することよりも、「PRが不十分」や「計画・政策案の内容がわかりにくい」などコメントを求めると感じている回答が多いことが分かる。

審議会については、全体の8割以上が参加した経験がない。何らかの形で参加した人は2%にも満たない結果となっている。また、前回調査時よりも「今後参加したい」と思っている人が減少し、「今後も参加したいと思わない人」が10.6ポイント増加しており、60歳代を中心に若い人ほどその傾向が強い。

【問題点と対策】

・パブリックコメント制度について広く市民に周知する必要がある。特に、パブリックコメントの意義や効力について明示することが望まれる。

・市政に対する興味、関心が薄いため、それに関する情報が入らない、記憶に残らないのだからと考える。そのため、パブリックコメントの制度があること自体知らない人が7割もいるのだと思う。コメントを求めると感じている人が多いこともあるため、内容や方法などを簡単にすることと、それらの情報が市民の耳に入りやすい、記憶に残りやすい方法で提供することが求められる。

・市民の耳に入りやすい、記憶に残りやすい情報提供の方法として、いろいろな世代が利用するスピーカーやコンビニなどでの広報活動などが考えられる。

・選挙権が18才となった今、学生や若者も行政に意見を言うことができ、学校単位で学習していくのが必要。

・パブリックコメントや審議会の参加については重要であり、提示の仕方や周知方法を含め、当委員会でその改善策を検討すべきテーマではないかと思う。

・パブリックコメントの課題は上記に加え、制度そのものが独り歩きしていると感じる。

・パブリックコメント制度の広報啓発もさることながら、パブリックコメントは、計画策定等に対して幅広く市民から意見聴取することが目的であり、この制度が十分機能しないのであれば、住民座談会の開催など市民からの様々な意見聴取のための方法を講じる必要がある。審議会についても同様のことが言える。

・ホームページを開いても「今はありません」という案内しかない中で、パブリックコメントを求めるとは分かってはいるのなら、今年度の予定としてほしい頃のことという告知等があればいいのでは。

・提出後の個人情報扱い方、更なる意見を求める際の手順を市の中で統一すればいいと思う。

■まちづくり、市民参画・協働（問19、20、その他意見）

【分析】

市民と行政との協働によるまちづくりの進展度合いについては、漠然とした質問でイメージするのが難しかったからなのか、「わからない」と回答する人が5割以上、「あまり変わらない」を含めると全体の8割を占める。前回の調査と比べると、「進んでいる」との回答が、30～49歳の子育て世代及び60歳以上の高齢者で特に増えている。

市民参画・協働を推進する上での問題点や課題については、全年齢層において「参加する人が少ない（固定されている）」という回答が突出して多い結果となった。

【問題点と対策】

- ・丸亀に住んでいるが職場は丸亀市以外ということになると、市民と行政の協働によるまちづくりと言われても意識化するのが困難である。
- ・質問を具体的にかつ分かりやすい言葉で書くことが必要である。
- ・「参加する人が少ない」に関しては、関心が低いことや参加しやすい環境でないことが問題ではないかと考える。市政に関して市民がもっと身近なものと考えられるような対策が必要である。
- ・当委員会も若いメンバーが増え心強い。会長は若いメンバーの意見をもっと引き出すようお願いしたい。
- ・アンケート結果から、「子育てや高齢者支援制度の充実＝まちづくりのイメージ」が、市民にあると思われる。本来のまちづくりである各コミュニティが策定している「まちづくり計画」のPRが不足している。
- ・地域の行事等を大人が計画し、子ども世代は、その行事に参加するといった場合が多いが、その地域の中高生世代などが積極的に地域行事に計画づくりから参画するなど、大人になってからでも市民参画・協働に関心が持てるような機会を提供すべきである。
- ・市民活動の推進については、まるがめつとなどホームページ等もあり、市民への啓発は進んできたと感じている。
- ・参加する人が少ないというのは、公募委員等や市民活動を行っている人がというイメージなのではと思うが、まちづくりの視点からは、学校での活動や自治会、コミュニティ等多くの人が関わっているのではと思うし、大きな市民の力だと思う。
- ・協働事業を行う中では、市役所の職員は異動は定期的に協働についての研修はしていただければと思います。

条文・運用検証のワークシート

条文・運用検証のワークシート

丸亀市自治基本条例

条文 項目号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
前文	<p>丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。</p> <p>私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかねければなりません。</p> <p>私たちは、これからの地方分権時代における多様な個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなればなりません。私たちは、お互いに個人として尊重されとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	1	0	9	【改正】前文自体が長く理解しづらいと思う	【改正案】自治基本条例の重要性を分かりやすくするため、終わりの行の「自治の更なる進展のために」の後に、「市の憲法ともいえる」を加えてはどうか。

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持
第1章 総則				
目的				
1	この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	0	0	10
【その他】条例の改正等は市民にこの条例がよく知られていない現在、必要ないと思います。				
定義				
2	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			
2	1 市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。			
2	2 市長等 市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。	0	0	10
2	3 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。			
2	4 協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。			

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持
基本原則				
3	第1条の目的を達成するため、次に掲げることとするこの条例の基本原則とする。			
3	1 市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。			
3	2 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。	0	1	9
3	3 市民は、市政への参画の機会が保障されること。			
3	4 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。			
3	5 市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。			
第2章 市民の権利及び責務				
市民の権利				
4	1 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。			
4	2 市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。			
4	3 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。	0	1	9
4	4 市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。			
4	5 市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。			
<p>【運用】第2項 市民及び市が共有する情報の質・量が同じ程度であることが望ましい。情報公開において、個人情報や他者の福利に抵触する場合も想定されるが、誰によってそれを判断(公開の是非)するのかという問題も加えて検討されたい。</p>				
<p>【運用】パブリックコメントの取り扱いについて、ホームページ上で流れば書いてある。実際に提出した意見の取り扱いについて詳しく記載した方がよい。</p>				

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持
議員の責務				
8	議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない。	0	0	10
8	議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない。			
第4章 市長、他の執行機関及び職員の仕事				
市長の仕事				
9	市長は、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。			
9	市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまらちづくりを推進しなければならない。	0	3	7
9	市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。			
他の執行機関の仕事				
10	市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。	0	1	9

【運用】「毎年市政の基本方針を明らかにし」とあるが、どこでどのような方法で明らかにしているのか、またするのか見えない。
 【運用】第3項 職員に対する勤務評定、考査等の基準を市民に公表することで、適正配置の根拠を示すことが求められる。また、人材育成の具体的な方法についても触れていただきたい。
 【運用】職員の能力の評価は難しいと思うが、具体的にどのように生かされているのか見えない。
 【運用】市長懇談会、談話室設置、市民相談室、地域担当職員の設置は、新しい取り組みなので、いい影響であったり、活用されているようなら、これも広報をしていけばいいと思う。

【運用】「他の執行機関と協力して」とあるが、連携、協力は皆無ではないけれども乏しい。

条 項 号	条 文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)		改正案・改善案
					改正	改善	
職員 の 責 務							
11	職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。	0	2	8		【運用】第3項「創意工夫」に関する提案として、職員の研修内容(種別・頻度・復命内容等)について公表し、研修の適正と効果の根拠を示すべきである。 【運用】研修内容や、提案内容については自治推進委員会など、報告できる機会で開催すればと思う。	
11	職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。						
11	職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。						
第5章 コミュニティ活動と市民公益活動							
コミュニティ活動							
12	市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。	1	1	8		【改正】コミュニティ活動は、防災や防犯等、安全も大切である。前文にもある「安全」を追記すべきである。 【運用】自治会加入率向上対策が必要。	【改正案】第1項「市民は、安全で安心して～」。 【改善案】過激かもしれないが、自治会未加入世帯に対する広報紙の配布やごみ収集などを見直す。
12	市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。						
市民公益活動							
13	市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。	0	1	9		【運用】ホームページ等情報については進んでいるが、市民活動のチラシや広報がここに行けば揃っている、コピー機が有料であるというスペースが担当課の近くにあればいい。	

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第6章 情報の共有						
情報の公開及び共有						
14	市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。	2	1	7	【改正】市民目線で、わかりやすい情報公開に努める必要がある。 【改正】あくまでも市民の「知りたい情報」を中心に公開に努めるべきである。 【運用】新庁舎では、広報誌、出前講座やひまわりボックス、パブリックコメントも含め、市の情報が集まった場も受付の近くにあればいい。	【改正案】第1項「～情報を積極的にわかりやすく公開し、市民との情報共有に努めなければならない。」 【改正案】第1項「～市が保有する情報を市民の求めに応じて積極的に～」と改正してはどうか。
14	前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。					
個人情報情報の保護						
15	市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。	0	0	10		
15	前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。					
第7章 市民参画及び協働						
参画						
16	市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。	0	1	10	【運用】第2項は、不利益を受けることのないよう配慮することではなく、市政に参画する意思があれば、これを尊重し参画のための配慮をするべきではないか。 【その他】市民参加の機会にできるだけ力を入れ、またあらゆる制度について参加型の行事を考えるべきではないだろうか。また参加型にする場合、人員の確保など難しいが、テーマや問題点に基づいて、参加者の関心を高めることが大切である。	
16	市長等は、市民が参画しないことによつて不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。					

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
政策形成及び実施過程への参画						
17	市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。	2	4	5	<p>【改正】重要な計画の策定や条例の制定改廃等を実施するのには、「緊急を要する場合はこの限りではない」などの特例措置はどうか。</p> <p>【改正】17条の見出しは、市民の参画と意見反映であることから「政策形成及び実施過程への参画」を変更すべきである。</p> <p>【改正】17条2項「……適当な検討期……」は、曖昧な表現である。</p> <p>【運用】政策形成や実施過程への参画及び意見反映をするためには、パブリックコメントや説明会等では、十分でないと思われる。</p> <p>【運用】パブリック・コメント提出者は低調である。しかし内容が具体的に分かりやすいもの、例えば市庁舎の整備、子ども子育ての援助、いじめ防止基本条例等は多くの意見が出されている。このことから分かりやすい方法で提示し、意見を求めることが必要ではないか。なおパブリック・コメントに対する回答も重要である。その処理が同行われているのかを承知した上で意見を出したい。</p> <p>【運用】パブリックコメントで市民から得られる意見の数</p>	<p>【改正案】第1項のただし書きの削除。</p> <p>【改正案】17条の見出しを「政策形成過程への参画及び意見反映」とすべきである。</p> <p>【改正案】「……市民が意見を提出するため30日以上の検討期間を……。」</p> <p>【運用案】必要に応じた説明会だけでなく、定期的な各コミュニケーションでの住民座談会を開催する。</p> <p>【改善案】内容が一見して理解ができるものは別として、それ以外のものについては要約したもの、改正の場合はそのポイントを要約したものを、本書に併せて閲覧に供してはどうか。また周知の徹底を図るため、これまでの方法に加え、市からのお知らせ(要約文添付)として、自治会回覧で周知してはどうか。</p> <p>【改善案】①素案が置かれている場所に意見箱のようなものを設置し、だれでも意見を寄せやすいようにする。②案件をより身近な内容のものを多くし、パブリックコメントの関心を高める。③広報丸亀での案内の欄を大きくする。</p> <p>【改善案】無作為に調査対象者を選ぶのではなく、年齢区分ごとに対象者の人数を定めて広い年代の意見を求めるようにする。</p>
17	市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。	2	4	5	<p>【運用】アンケート調査において意見が得られた回答者の年齢と割合</p> <p>【運用】パブリック・コメント等の仕組みはできているが、周知方法の検討が必要か。</p> <p>【運用】パブリックコメントは市のホームページでも見やすくなっています。出来れば、一年ごとに、パブリックコメントを募集する予定のものは、何月頃に募集するというのが分かればもう少し意見も増えるかもしれないと思います。</p> <p>【その他】市民と行政を結ぶ接点といえば今のところ、広報以外に知られていない。コミュニティにおいても全ての市民が関わっているわけではなく、一部関係者のみであり、一方で市民は広報には必ず目を通す機会を持っていることから広報の発行枚数を増やしても力強く分かりやすく発信すべきであり、また信用もあるので市民も参画できると考えられる。特に市が行っているパブリックコメントという言葉など一般市民は知っている人が少ないと思う。</p> <p>【その他】自治基本条例に対する認識は低いと思うが、現在の公募方法を維持しながら、今後あらゆる方面から若者が理解できるような、また参加するようなことを考えられたいだろうか。</p>	<p>【改善案】①素案が置かれている場所に意見箱のようなものを設置し、だれでも意見を寄せやすいようにする。②案件をより身近な内容のものを多くし、パブリックコメントの関心を高める。③広報丸亀での案内の欄を大きくする。</p> <p>【改善案】無作為に調査対象者を選ぶのではなく、年齢区分ごとに対象者の人数を定めて広い年代の意見を求めるようにする。</p>
17	前2項に規定する意見を求める場合に、関係する必要な事項は、別に定める。					

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)		改正案・改善案
					審議会等の運営		
18	市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。	1	3	7	【改正案】第1項「委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として」の意味が分からない。中立性保持のために作文を提出させるのは、むしろ応募者の差別化をしているのではないか。 【運用】現在のように平日の日中開催が多い審議会の状況では、委員になる人が限られる。 【運用】安易に団体推薦を依頼することが多いように思われる。各団体の代表や役員が県や市の様々に委員会のかけもちをしていることが多く、会が重なり四苦八苦している委員がいる。 【運用】委員の公募が低調なのは周知不足と行政施策に対する関心の希薄化にあるのではないかと思う。 【運用】公募委員はその都度に募集をしているため、どんな審議会があるのかは分かりません。審議会の一覧や、公募の時期など見られるものがあれば、その中で自分が参画したい分野も選ぶこともできるかもしれません。 【その他】会議録については、細部まで全て公開する必要がないと考えるが保管することは必要と考える。	【改正案】第1項「委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として」の部分の削除。 【運用案】審議会は、休日、夜間に開催するなど、男女や世代に関係なく委員に応募できる条件を整える。 【運用案】公募委員だけでなく、すべての委員は、原則一人2委員会までといった、内規を決めるべきである。(出来れば、県レベルも含め団体推薦の委員は、2委員会までとして、推薦依頼する。) 【改善案】周知について、①年度全体の委員公募計画を作成し、これを各コミュニティなど主要箇所に掲示し、広く周知してはどうか。②公募の都度、従来の方法に加え、市からのお知らせとして自治会回覧で周知してはどうか。	
18	市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。	1	3	7			
18	前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。						
19	市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。						
19	住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。						
19	議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。	0	1	10			
19	議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。						
19	市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。						

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記「改正」、「運用」の場合)		改正案・改善案
					協働		
20	市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。	1	0	10		【改正】「市長等は、………努めるものとする。」は、他の条文と比較からも改正すべきである。 【その他】市民による郷土愛に対する意見をあらゆる方面で募集し、また聞く機会により方針を考える。	【改正案】「市長等は、………努めなければならない。」
20	市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。						
自治推進委員会の設置							
21	市民参画及び協働の向上かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。					【その他】自治推進委員会について、もつと内容を説明した広報の呼びかけを広めていくべきであると考ええる。あまりにも市民と距離が離れすぎていると思われる。	
21	委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。					【その他】自治推進委員に島しょ部の委員が見られなかった。	
21	委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。	0	0	11			
21	市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。						
21	委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。						
第8章 市政運営の原則							
行政手続							
22	市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。						
22	前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。	0	0	9			

改正案・改善案		問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)		改正改善維持		条文		説明責任及び応答責任	
条項号	① 改正	② 改善	③ 維持	① 改正	② 改善	③ 維持	条文	① 改正	② 改善
23							市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならぬ。		
23		0	2			7	市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならぬ。		
	総合計画								
24							市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。		
24		0	0			9	市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進捗管理を行わなければならない。		
24							市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。		
	組織								
25							市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。		
25		0	0			9	市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。		

【改善案】ひまわりボックスも無記名でも良くてもその時は返信は無いと聞いたことはあるが、用紙にはそのような説明は書かれていない。返事が無くてもいい、意見を届けたい人はいらぬと思ふので、ひまわりボックスよりもハードルの低い意見箱か、用紙の工夫をすればどうか。

【改善案】パブリックコメント提出後の個人に連絡する場合は、パブリックコメントの担当課が連絡するのが妥当だと思う。市の中で統一した方がいいのでは。

【その他】逐条解説で、子どもや高齢者及び障がい者や外国人など、それぞれの市民の特性に応じた説明責任を果たすことを明記すべきである。

【運用】ひまわりボックスは、いつでも意見の言えるものだと思うが、氏名等記入欄があるとハードルが上がりがり、躊躇する。

【運用】パブリックコメント提出後、意見を大切にしたい反映したいとの理由で個人に連絡をする場合の手順を統一する必要がある。

条項号	条文	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)			改正	改善	維持	改正案・改善案
		①	②	③				
財政の健全性の確保								
26	市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。							
26	市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。	0	0	9				
出資法人に対する指導法等								
27	市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。	0	1	8				【運用】必要に応じて、指導及び助言の内容を市民に公表する。
行政評価								
28	市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。	0	0	9				
28	市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。							
監査								
29	市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。	0	2	7				【その他】逐条解説を「……効索性、実効性を高めるため、それぞれ分野に応じた専門性や独立性を有する第3者による監査を実施します。」とすべきである。

条項号	条文	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)			改正案・改善案		
		① 改正	② 改善	③ 維持	① 改正	② 改善	③ 維持
	国及び県との関係						
30	市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。	0	0	9			
	他の地方公共団体等との関係						
31	市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。	0	0	9			
31	市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。	0	0	9			
第9章 最高規範性							
32	この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。	0	0	9			
32	市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。	0	0	9			

条項号	条文	① 改正	② 改善	③ 維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第10章 雑則						
条例の見直し						
33	市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討するものとする。					
33	市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。	0	0	9		
33	市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。					
委任						
34	この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。	0	0	9		

その他の意見

- ・災害、防災について大人から子供まであまり意識が小さすぎる。大きな問題が起こるたびにあらわてくることをよく見る。教育の一環の中で、子供の防災授業(テスト)などによって日頃から防災に関心を持たせることがこれから必要と考える。
- ・あらゆる方々により募集した丸亀市における地方創生についての定期的な会がほしいと思う。
- ・大きな問題点を各校区ごとに発表し全体の場所で一つの問題と見るべきである。
- ・まちづくりについて市民が話し合う場が少なく、また一部の人たちに限られた先入観のあるまちづくりであり、若者、企業、有識者全ての人たちによるトークの時間をかけた発表の場が少ないようである。